

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【1】結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます	1 結婚に向けた支援の充実	1 結婚への意識の醸成	1	出愛♥恋々応援事業	3	女性活躍促進課	結婚を希望する男女を対象に、「婚活スクール」を開校し、結婚意識や婚活スキルを高める講座や婚活イベント、結婚相談などの交際サポートなど、出会いから交際、結婚に至るまで一貫した結婚支援を行う。 また、若手社会人を対象に、結婚・子育てなど様々な将来を描く未来デザイン交流会を開催し、若者が結婚に対して前向きになるよう意識の醸成を図る。	結婚を希望する男女を対象に、結婚への意欲や婚活スキルを高める学びの講座と、婚活イベントや仲介ボランティアによるお見合い等の出会いの場を提供する「婚活スクール」を開校し、総合的に成婚への支援を行ったほか、独身の子をもつ親を対象に、独身者を取り巻く現状や親子の関わり方を学ぶセミナーを開催した。 ■婚活講座 開催数14回 参加者数145人 ■婚活イベント 開催数 3回 参加者数96人 ■親セミナー 開催数 1回 参加者数29人 また、若手社会人を対象に、将来の結婚・子育て等のライフプランを描く未来デザイン交流会を開催した。 ■未来デザイン交流会 開催数1回 参加者数22人	結婚意欲や婚活スキルを高める講座の開催により「婚活に対して自身がついた」「結婚への意欲が高まった」とアンケート回答した割合がいずれも参加者の9割以上となっており、結婚に前向きになる意識の醸成が図られた。 また、婚活イベントでは、参加者96人の内、38人が連絡先の交換に至った。連絡先の交換が成立していない人や成立しても交際に至らない人に対して、縁活お助け人(仲介ボランティア)による結婚相談やお見合い相手の紹介を行い、成婚までの一貫した支援を行った。	婚活イベントの参加や縁活お助け人(仲介ボランティア)によるイベント後の交際サポートやお見合い相手の紹介がきっかけで、5年間で男女28人が成婚に至った。 今後も引き続き、出会いから交際、結婚に至るまで総合的に支援していく。
			2	子育て情報発信事業	7	こども政策課	「はぐくむ.net」内で結婚支援に関する情報提供及び随時更新を行う。	・はぐくむ.net内で結婚支援に関するイベント情報やコラムを掲載し、情報提供を行った。 ・婚活イベント等について随時更新し、情報発信を行った。 ■はぐくむ.net閲覧数 18,129件	はぐくむ.netを通して、結婚支援や子育てに関する情報を随時更新し、情報提供を行うことができた。	はぐくむ.netやはぐくむbookを通して、結婚支援や子育てに関する情報を随時更新し、情報提供を行い、サービスの周知に努めた。
		2 経済的自立に向けた支援	3	企業立地支援事業	13	企業立地推進課	市内に工場等を立地する企業や、空き工場、空きオフィス等の既存ストックを活用し事業を行う企業に対して支援し、本市の産業構造の高度化や雇用機会の拡大を図る。	企業訪問等により本市のPRや支援制度の周知を図り、立地を働きかけた。 ■企業立地支援指定件数:6件	企業訪問やイベントなどにより本市のPRや支援制度の周知を図ったことで、本市での立地を促進し、雇用機会を拡大することができた。	市内企業及び市外・県外企業に対し、本市での事業拡大による立地を促進し、雇用機会を拡大することができた。
			4	中小企業労働相談事業	14	商工労政課(しごと支援課)	中小企業雇用促進相談員を配置し、市内企業を訪問して、雇用や採用状況等の現状と課題の聞き取りを行うとともに、国の補助金制度をはじめとする各種支援制度について情報提供を行う。	中小企業雇用促進相談員が企業を訪問し、制度周知などを行った。 ■企業訪問数:245社	R5年度から1社あたりの訪問時間を延ばし、企業の課題等をより深く聞き取りしたうえで、子育てがしやすい、働きやすい職場環境づくりのための制度について情報提供を行った。	計画どおり実施できた。今後も、直接訪問し、企業のニーズに応じた情報提供を行うことにより、子育てがしやすい、働きやすい職場環境づくりを支援していく。
			5	市営住宅管理事業	20	市営住宅課	住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給する。	新規入居 若年夫婦:4世帯 子育て世帯:16世帯	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給できた。	計画どおり、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することができた。
			6	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び情報提供	19	住宅政策課	住宅の確保に配慮を要する人(住宅確保要配慮者)に対し、住宅の安定確保に努める。 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録事務を行い、ホームページで情報提供を行う。	セーフティネット住宅の登録数を増やすことができた。 ■セーフティネット住宅(入居を拒まない住宅) R6新規登録数 9棟 77戸 R7.3現在登録数 241棟 1,607戸	住宅セーフティネット制度を周知し、登録数を増やすことができた。また、ホームページ等で情報提供しつつ、空き家所有者等に対しても情報提供を行った。	セーフティネット住宅の登録数を増やすことができた。今後も制度を周知し、空き家等の既存住宅の活用も含め、登録数の増加を図る。 【R2～R6登録数】 ■登録数 237棟 1,585戸
			6-1	結婚生活スタートアップ応援事業	3	女性活躍促進課	新婚世帯の新生活に伴う経済的負担を軽減し、若い世代の結婚に対する機運醸成を図るため、新生活のスタートアップに要する費用を支援していく。	夫婦の合計所得が500万円未満の新婚世帯に対して、新生活のスタートアップに係る費用を最大100万円補助した。 ■結婚生活補助金 対象経費:住宅賃貸費用や引越費用等 申請件数:104件 ■結婚生活支援金 対象経費:指定なし(家電・挙式費用等を想定) 申請件数:183件	「補助制度が結婚へのきっかけの1つになった」とアンケートで回答した割合が62.3%となっており、結婚を希望する若者の後押しすることができた。	R5.10月から開始した補助制度であるが、これまで補助を受けた人の9割以上が結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立つとアンケートで回答し、若い世代の結婚に伴う負担軽減に繋がった。今後も引き続き、結婚を希望する若者を経済的に支援していく。
		3 次代の親の育成	7	育児体験学習の充実	8	こども保育課	保育園・認定こども園において、地域の小中学生・高校生を保育体験や行事等に招き、乳幼児とふれあうことで、成長や発達について知る機会を提供する。	園と各学校等が連絡をとりながら、教育・保育体験や行事等において、学生の受入を行った。	小学生、中学生、高校生等の教育・保育体験の受け入れを行い、乳幼児とのふれあいを通して、成長や発達について認識を深めてもらうことができた。	保育園・認定こども園において、地域の小中学生・高校生の教育・保育体験の受け入れや、行事等に招く等して乳幼児とふれあい、子どもや、子育てについて関心を持つ機会を提供することが出来た。

第二期 福井市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績(施策別)

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
			8	男女共同参画意識啓発教材(夢への招待状)	3	女性活躍促進課	キャリア教育連絡協議会と連携しながら、小中学校に対し、「夢への招待状」を周知し、性別に関わらず、個性や能力を生かした職業観の醸成につなげていく。	教務主任会、キャリア教育連絡協議会、教職員校務別研修・目的別研修において、「夢への招待状」とその様々な活用方法について周知した。 ■活用校数 50校／72校	「夢への招待状」の制作意図・収録内容・活用方法等について、直接、教職員へ周知することで、多くの学校で活用され、児童・生徒に対し、将来の夢を自由にイメージする機会、自分らしい生き方について考える機会を提供することができた。	小中学校へアンケートを取り、「夢への招待状」の活用状況を把握しながら周知を図ってきた。引き続き、キャリア教育連絡協議会と連携しながら、小中学校に対し、「夢への招待状」を周知し、性別に関わらず、個性や能力を生かした職業観の醸成につなげていく。
【1】結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます	2 安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減	4 母子の健康の確保と増進(妊娠・出産期)	9	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ事業	10	こども家庭センター	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施やプレママ教室の開催、助産師や心理カウンセラーによる相談対応を行い、引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施する。	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施に始まり、産前産後の支援や子育て期における各種相談教室を通した切れ目のない、子育て支援を実施することができた。 ■妊娠届出時の面接:1,737件 ■来所相談:673人 ■プレママ教室:12回 209人 ■助産師ママくらぶ:37回 477人 ■助産師相談:12回 20人	保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期における様々な母子の悩みや課題に対して寄り添い切れ目ない支援を行うことで、健やかな児の成長発達のための支援に努めた。引き続き、こども家庭センター、ふくっこ相談・ダイアルについて周知し、子育て支援の充実に努める。	福井市の出生数が5年間で約250人減少しており、それに伴い妊娠届出の件数や相談数の減少傾向が見られる。妊娠届出から始まり、産前産後の支援や子育て期における各種相談教室を通した切れ目のない、子育て支援を実施することができた。
			10	妊婦健康診査事業	10	こども家庭センター	妊産婦健康診査を実施し、母子の病気や異常の早期発見に努める。また、健診費用を助成し、経済的負担を軽減するとともに、適切な回数の受診を促す。	妊産婦健康診査の適切な回数の受診を促すとともに、健診費用を助成することで、母子の疾病や異常の早期発見につなげた。 ■妊婦一般健康診査(1回～14回)の平均受診回数 11.9 回	妊娠届出を提出した全ての妊婦に対し、妊婦健康診査受診の重要性について情報提供している。引き続き母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診の重要性について説明し、受診を促す。	妊産婦健康診査の適切な回数の受診を促すとともに、健診費用を助成することで、母子の疾病や異常の早期発見につなげた。
			11	産後ケア事業	10	こども家庭センター	母子保健法に基づき、出産後1年以内の母児に対し、安心して子育てができるよう、助言や育児手技等の支援を行う。利用希望者を可能な限り受け入れ、妊娠中からの申請を可能とする。支援が提供できるよう委託施設の拡充を図る。	宿泊型、通所型、訪問型の産後ケアを実施した。 ■宿泊型:12人延24泊 通所型:13人延27日 訪問型:12人延24回	出産後1年以内の支援の必要な母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行うことで、産後も安心した子育てにつながるように努めた。	利用対象者や手続きの見直し、委託先の拡充等、希望者が速やかに産後ケア事業を利用できるよう、委託先と連携や調整等を行い、サービスの提供に繋げることができた。
			12	妊産婦・新生児訪問指導	10	こども家庭センター	訪問対象者に、助産師、保健師、看護師等による訪問を実施し、出産・育児に関する助言・指導を行い、妊産婦の健康の保持増進と新生児の健全な発育を支援する。	【助産師、保健師、看護師の家庭訪問実績】 ■妊婦:66件 ■産婦:1,352件 ■新生児:46件 ■未熟児:22件 ■乳児:1,549件 ■幼児:83件■その他:23件	出産・育児に関する助言・指導を行うことで、妊産婦の健康の保持増進と新生児の健全な発育を促すことに努めた。	若年、高齢、精神障害、知的障害など、産後うつや虐待等を起こすリスクの高い気がかりな妊産婦への相談支援や、産後最も育児負担の大きな時期に速やかに赤ちゃん訪問を実施することで、育児不安や育児負担の軽減に努めた。
			13	風しん抗体検査事業	11	地域保健課	市が指定する医療機関において、妊娠を希望する女性や配偶者等に風しん抗体検査を実施し、風しんの感染予防及びまん延防止を図る。	市内医療機関121か所において、妊娠を希望する女性や配偶者等に対する風しん抗体検査を実施した。 ■令和6年度実績 188件	市医師会に検査委託することで、近医での検査が可能となり、市民の利便性に考慮した検査機会を確保することができた。	市医師会に検査委託することで、近医での検査が可能となり、市民の利便性に考慮した検査機会を確保することができた。
		5 不妊に対する支援	14	特定不妊治療費助成事業	11	地域保健課	県助成事業として、保険適用となる治療、先進医療・審議中の技術と組み合わせて実施する治療、保険適用回数終了後の治療の一部を助成する。また、申請時に高額療養費や付加給付の有無を詳細に確認していく。	県助成事業として、特定不妊治療の保険適用となる治療、先進医療・審議中の技術と組み合わせて実施する治療、保険適用回数終了後の治療や男性不妊治療の精巣内精子採取術の一部を助成した。 ■令和6年度実績 675件(特定不妊 674件、男性不妊 1件)	県助成事業として3年目になり、事業の周知もされて申請件数が年々増加している。	県助成事業は、令和4年度から不妊治療の保険適用に伴い開始された。保険適用になったことと高額療養費制度等により費用負担が軽減されているが、自己負担額が高額になる場合もある。助成制度があることで治療を受けやすくなっている。
		6 出産・子育て後の職場復帰への支援	15	男女共同参画センター事業(再チャレンジ支援講座)	3	女性活躍促進課	離職中または非正規から正規への転職を考える女性に、必要な知識や役立つ情報を提供し、再就職を支援する。 ■講座開催数 2回	結婚・出産・育児等で離職し再就職を望む女性や、新しい仕事にチャレンジしたい女性を対象に、再就職する際に必要な知識や情報を学ぶ講座を開催した。 ■講座開催数 2回 36人	ビジネスマナーやライフプラン、労働に関する法律や各種保険等、必要な知識や情報について学べる機会を提供することで、女性の再チャレンジを支援した。今後も女性の再就職や起業につながるような講座を開催していく。	ビジネスマナーやライフプラン、労働に関する法律や各種保険等、必要な知識や情報について学べる機会を提供し、受講者の満足度も高かった(R6受講者アンケートに9割が満足と回答)。今後も女性の再チャレンジにつながるような講座を開催していく。
		7 思春期保健対策の充実	16	性教育年間指導計画作成	25	保健給食課	全児童生徒に対し、性に関する健全な意識を浸透させ、命の大切さに対する意識の向上を図る。また、心身の機能の発達と心の健康を理解し、悩みへの適切な対処ができるよう、発育・発達段階等を踏まえた年間指導計画を作成し、計画的・継続的に指導を実施する。	全小中学校(小学校51校、中学校23校)において、性に関する指導の年間計画に基づいた指導を実施。各学校において児童生徒や地域の実態に合わせ、学級担任や体育科・保健体育科教員、養護教諭だけでなく、学校医等と連携を図り、発達段階に応じた内容の指導を実施した。	各学校において、保健体育や保健指導をはじめ、各教科や行事など、学校教育活動全体において指導することができた。今後も発達段階に応じた指導ができるよう、学校医等と連携した指導を依頼していく。	全児童生徒に対し、性に関する健全な意識を浸透させ、命の大切さに対する意識の向上を図ることができた。また、発育・発達段階等を踏まえた年間指導計画を毎年見直すことで、計画的・継続的な指導を行うことができた。

第二期 福井市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績(施策別)

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	3 子どもの健康の確保と増進	8 母子の健康の確保と増進(子育て期)	17	乳幼児健康診査事業	10	こども家庭センター	乳幼児の疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため健康診査を実施する。 未受診者には必要に応じて他機関の協力を得ながら受診勧奨を行う。	医療機関での乳児健診(個別健診)、こども家庭センターでの幼児健診(集団健診)を実施した。 【受診率】 ■1か月児健診 98.0% ■4か月児健診 99.2% ■10か月児健診 97.0% ■1歳6か月児健診 36回/年 97.1% ■3歳児健診 48回/年 95.6%	乳幼児の疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減につなげることができた。 健診未受診者には、通知や電話、園等を通じて勧奨するとともに、未受診の理由の確認や必要な支援につなげることができた。	受診票の記載内容等から、母の精神面が気がかりなケースや、育児・離乳食の相談を希望するケースについては、電話や訪問などで対応し、育児不安の軽減に努めた。必要時、専門医療機関への紹介を行った。また未受診の確認から必要な支援につなげ、健やかな育ちを支援することができた。
			18	乳幼児期の健康教育及び相談	10	こども家庭センター	各地区のニーズに合わせた健康教室や相談会を実施し、乳幼児の心身の成長や発達について正しい知識の普及を行う。	こども家庭センターにて、助産師や保健師等による健康教室や相談会を実施した。 ■にこにこ相談会 年12回	乳幼児の心身の成長や発達について正しい知識の普及することができた。「にこにこ相談会」では、妊婦も対象としたことで、妊娠中から妊婦の不安に寄り添い適切な指導助言を行うとともに、妊娠期から子育て期を通した相談支援に努めた。	乳幼児やその保護者、妊婦も対象とした個別相談により、保護者の育児不安を解消し、安心して子育てができるよう支援した。
			19	予防接種事業	10	こども家庭センター	医療機関での個別接種を継続し、乳幼児にとって望ましい時期に各種予防接種を実施し、感染症を予防する。 高い接種率が望まれる麻しん風しん予防接種未接種者への接種勧奨を実施する。	・望ましい時期に接種できるよう個別通知を郵送し、医療機関での個別接種を実施した。 ・高い接種率が望まれる麻しん風しん予防接種の未接種者に、ハガキ及び電話による接種勧奨を実施した。 【接種率】 ■麻しん風しん1期 94.3%、2期 94.4%	乳幼児にとって望ましい時期に各種予防接種を実施することで、各種感染症の予防に努めた。 しかし、国の目標とする接種率95%以上には到達しておらず、今後も未接種者への勧奨に努める。	コロナ禍においては、接種率は下がったが、コロナ禍以降、徐々に接種率は上がってきている。しかし、ワクチン全般に対する不安の高まりもあり、接種を控える傾向もあるため、正しい知識を持って接種を検討できるよう、ワクチンについての情報提供を継続する。
			20.1	教育・保育施設や学校における健康診断 1	8	こども保育課	子どもたちが健やかな園生活を送ることができるよう、公立保育園・認定こども園の園児に対して、年2回の健康診断(年1回の尿検査含む)および年1回の歯科健診を実施し、成長発達の確認および疾病の早期発見を行う。	公立保育園・認定こども園の園児に対し、健康診断や歯科健診を実施した。 ■健康診断 年2回(年1回の尿検査を含む) ■歯科健診 年1回	健康診断や歯科健診を計画的に実施することで、こどもたちの成長や発達の確認及び疾病の早期発見につなげることができた。	健康診断や歯科健診を計画的に実施することで、こどもたちの成長や発達の確認及び疾病の早期発見につなげることができた。
			20.2	教育・保育施設や学校における健康診断 2	25	保健給食課	・児童・生徒及び幼児の健康診断を実施。 ・心電図検査を実施(小学1年生、4年生、中学1年生) ・血液検査を実施(中学1年生) ・内科健診、歯科健診、尿検査を実施(全小中学生)	【受診率】 ■心電図検査(対象:小学1、4年生、中学1年生) 99.6% ■血液検査(対象:中学1年生) 88.9% ■内科検診(対象:全小中学生) 98.3% ■歯科検診(対象:全小中学生) 98.1% ■尿検査(対象:全小中学生) 99.3%	長期欠席者以外は、ほぼ全員が受診しており、健康状態の把握および学校生活を送るうえでの効果的な健康管理が行えている。長期欠席者にも引き続き受診勧奨を行っていく。	児童・生徒に対して適切な時期に健康診断を実施できたことで、効果的な健康管理ができた。未受診者の多くが長期欠席者であり、今後も引き続き受診勧奨に努める。
			21	子どもの応急手当支援事業	21	救急救助課	救命処置や応急手当の講習会を引き続き行っていく。(若年層)	子どものケガ等への応急手当を普及するため、小児救急講習会を開催し、また、小学校のプール学習時に水難事故への対処方法について指導した。 ■小児救急講習: 9回 ■水難事故への対処方法指導: 7校	救命処置や応急手当、不意に発生する水難事故への対処方法の普及を図ることができた。 次年度も、救命処置や応急手当講習会について、本年度同様、事業を進める必要がある。	救命処置や応急手当、不意に発生する水難事故への対処方法の普及を行った。引き続き救命処置や水難事故への対処方法について普及を図る。
		9 初期小児救急医療の提供	22	小児救急医療支援事業	11	地域保健課(保健総務課)	休日の一次救急医療体制を確保するため、休日急患センターおよび休日急患歯科診療所を開設する。 ■休日急患センター 122日 ■休日急患歯科診療所 75日	休日の一次救急医療体制を確保するため、休日急患センターおよび休日急患歯科診療所を開設した。 ■休日急患センター 122日 ■休日急患歯科診療所 75日	感染症の流行・受診者数の増加に応じて、医師・看護師・薬剤師など必要な人員を増強し、適切な診療体制を提供できた。引き続き、休日の一次救急医療体制を確保していく。	感染症の流行・受診者数の増加に応じて、医師・看護師・薬剤師など必要な人員を増強し、適切な診療体制を提供できた。
		10 食育の推進	23	乳幼児期の食育の推進	10	こども家庭センター	こども家庭センターにおいて、食育推進のための栄養士による教室に加え、保健師による乳児期の成長・発達のポイント等を含めた教室も実施する。 ■離乳食教室 36回/年	こども家庭センターにおいて、栄養士による教室を実施した。 ■離乳食教室 36回/年	生後5か月・7か月児を対象に栄養士による食育推進のための教室を計画通り実施することができた。	コロナ禍以降、離乳食の試食は中止しているが、栄養士による講話及び個別相談を実施することで、離乳が順調に進み、健やかな乳児の成長を促すことができるよう支援している。

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	3 子どもの健康の確保と増進	10 食育の推進	24	保育園・認定こども園食育推進事業	8	こども保育課	子どもたちの健やかな成長のため、園訪問による給食指導及び食育指導や子育て相談会を実施し、望ましい食習慣の定着を図る。	園訪問を行い、園児の喫食状況の確認や職員への助言、食育紙芝居を行ったほか、食に関する相談会を実施した。 ■園訪問 延べ32回 ■子育て相談会 3回	園訪問では園児の喫食状況の確認や職員への助言等を行ったり、相談会で保護者から相談を受け、アドバイスをしたりするなど食に関する支援を行うことができた。	園訪問や子育て相談会において、健全な食生活や望ましい食習慣の定着を図ることができた。
			25	学校における食育の推進	25	保健給食課	各小中学校において、栄養教諭及び学校栄養職員を中心に、食に関する指導計画に基づき指導や食育推進事業を進めていく。	食に関する指導計画に基づき、小中学校において栄養教諭等による食育指導を実施。 ■指導回数 790回/年	栄養教諭等を中心に、担任と連携を取りながら給食時間等を活用し、食育指導ができた。一方で食育指導の時間確保が難しい状況にあるため、他教科との関連を探りながら指導時間の確保につなげていく。	児童・生徒への食育指導では、現在だけでなく、大人になっても健康的な生活が送れるような望ましい食習慣のための指導ができた。他方、食育指導の時間の確保については課題である。
			26	家庭における食育の推進	25	保健給食課	・児童・生徒が望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識を習得できるよう、給食だより等を毎月配布する。 ・フェイスブックによる食育情報の発信を行う。(月3回程度)	・給食だより等を通じ、望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識の普及啓発を行った(毎月発行)。 ・フェイスブックにより、学校給食や食育に関する情報のほか、家庭で簡単に作れるレシピを発信した23回/年)。	給食だよりやフェイスブック等を通じて、望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識の普及啓発が図れた。	給食だよりやフェイスブック等を通じて、望ましい食習慣や栄養に関する正しい知識の普及啓発が図れた。
			27	食育推進事業	15	農政企画課	食育推進計画に沿った食育イベント(年1回以上)の開催や市政広報等において、家庭等での食育の啓発を行う。	食育イベントの開催や市政広報等において、食育の啓発を行った。 ■イベント開催数 1回:10月(越前ふくいマルシェにおいて食育ブースを出展) ■情報発信 市政広報掲載 6/10号	計画どおり、イベントや市政広報などで食育の啓発を行った。今後もイベントなどを通じて食育の啓発を行っていく。	計画どおり実施することができた。引き続きイベントや情報発信を行うことで食育の啓発に努めていく。
	4 幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成	11 教育・保育の量の確保と質の向上	28	公立保育園等環境整備事業	8	こども保育課	園の老朽化した設備の改修工事等を行うことで安全・安心な教育・保育環境を維持する。	老朽化した園舎や設備の改修工事等を行った。 ■老朽化した園舎の改修 2施設 ■老朽化した設備等の改修 5施設	老朽化した園舎等の改修を計画的に実施した。今後も計画的な改修を行い、安全・安心な教育・保育環境を維持する。	バリアフリー化や老朽化した園舎等の改修を実施し安全・安心な教育・保育環境維持を図ることができた。
			29	私立教育・保育施設等整備補助事業	8	こども保育課	防犯対策の強化や衛生環境改善のための整備を行うことで、園児にとって安全な環境を整える。	当該事業は国の交付金を活用しているが、国の交付金において、協議中止や、協議案件が限定されたことにより、令和6年度は対象とならなかったため、実施なし。	-	低年齢児の定員に不足が見込まれた九頭竜区域において、新設園の開園や定員拡充のための施設整備に対し補助を実施し、低年齢児の受け入れ態勢の強化を図ることができた。 また、防犯対策の強化等により、園児にとって安全な環境を整えることができた。
			30	私立教育・保育施設運営費補助事業	8	こども保育課	私立の教育・保育施設の運営及び教育・保育内容の充実のために要する経費を補助する。	私立園に対し、各種補助を実施し、教育・保育施設の運営及び教育・保育内容の充実に寄与した。 ■令和6年度執行額 453,520千円	運営費の補助により、私立園の運営にかかる経済的負担を軽減することで、教育施設の運営及び教育・保育内容の充実を図ることができた。	私立の教育・保育施設の運営及び教育・保育内容の充実のために要する経費を補助したことで、私立園の経営健全化と児童福祉の向上につながった。
			31	研修指導事業	8	こども保育課	・アクションプログラムvol3に基づき、教育保育内容等についての専門的な研修等を行い、園職員の資質向上と専門性を高める。 ・公開保育や研究発表会等を通じて、研究指定園等の研究内容や学びを公私立園に伝え、共有することで、保育者の資質向上と専門性を高める。	・集合型研修に加え、オンラインでの研修会や研究発表をWeb上で開催した。(30回) ・研究指定園での公開保育やミニ研修会、研究発表等を行い、公私立保育園・認定こども園の職員に情報共有した。(30回)	・教育・保育内容等についての専門的な研修や公開保育、研究発表等を通じて、保育者の資質向上と専門性を高めることができた。 また、職員間における情報共有が図られ、今後の保育・教育内容の充実につながることが期待される。	・アクションプログラムvol.3に基づき、教育・保育内容等についての専門的な研修や公開保育、研究発表等を通じて、保育者の資質向上と専門性を高めることができた。 ・研究指定園等の研究内容や学びを公私立園に伝え、共有することで、保育者の資質向上と専門性を高めることができた。
		12 児童の健全育成	32	児童館運営事業	24	こども育成課	・児童に健全な遊び場を提供し、地域の中で児童の健全育成を推進する。 ・乳幼児とその家族の方の遊びの場、交流の場として子育てひろばを開催した。 ・保護者・児童を対象としたアンケートを実施した。	・児童館において児童に健全な遊び場を提供し、地域の中で児童の健全育成を推進した。 ・アンケート結果をもとに、内容を分析し今後の児童館のあり方を検討する。 ・気候変動による猛暑に伴う熱中症リスクへの対応として、児童館のプレイルームへの空調設備の整備が求められている。	・感染症による利用制限解除に伴い、前年度比で利用者数が増加した。 ・アンケート結果をもとに、内容を分析し今後の児童館のあり方を検討する。 ・気候変動による猛暑に伴う熱中症リスクへの対応として、児童館のプレイルームへの空調設備の整備が求められている。	・令和2～4年度は感染症の影響により児童館の運営に制限があったが、5年度の5類移行に伴い活動が通常に戻り、利用者数も回復傾向にある。 ・地域に密着し、児童への遊び場の提供や子育て広場の運営等を通じて、子育て支援機能を担う施設となっている。
							■利用者 42,371人(前年度比12.6%増)			

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	4 幼児期の教育・保育の充実と児童の健全育成	12 児童の健全育成	33	放課後児童健全育成事業	24	こども育成課	・84か所で放課後児童クラブを運営し、放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。 ・利用ニーズなど各地区の状況を踏まえた整備方針を検討し、利用を希望する児童の受け入れ体制を整える。	・放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るため児童クラブを運営した。 ・各地区の利用状況に応じ、受入体制の整備等を行った。 ■設置数 84か所 ■待機児童数 0人	・84か所で放課後児童クラブを運営し、待機児童数ゼロを維持することができた。 ・今後、利用を希望する児童数が増加することが想定されるため、受入体制の整備が求められている。	児童クラブ利用のニーズに応じ、児童クラブの新設や定員増を実施することで、待機児童数ゼロを継続している。 今後も引き続き、利用を希望する児童の受け入れができるよう、適切に整備を行っていく。
			34	放課後子ども教室推進事業	24	こども育成課	・放課後子ども総合プラン推進委員会を開催する。 ・放課後の児童の安心・安全な居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を実施し、地域住民が主体となって様々な体験活動や交流活動に取り組む。	・新・福井市放課後子ども総合プラン事業計画が「福井市こども未来計画」に統合され、一体的に推進することとなったため、放課後子ども総合プラン推進委員会を開催する必要がなくなった。 ・地域が主体となり公民館や小学校等で様々な体験活動や交流活動に取り組む放課後子ども教室に対し支援を行った。 ■設置数 15か所	・放課後子ども教室を実施することで、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりにつながった。 ・放課後子ども教室の設置数は、新・福井市放課後子ども総合プラン事業計画の目標値(25か所)に達しなかった。 ・今後は、地域団体、放課後児童クラブ、教育委員会等の関係機関との連携を強化し、設置数の増加を図る必要がある。	感染症の影響により、設置数が減少するなど課題はあるものの、地域住民が主体となって、放課後子ども教室を実施し、放課後の児童の安全・安心な居場所づくりにつなげることができた。
			35	公民館教育事業(少年教育)	26	生涯学習課	自然体験学習や地域住民との交流事業等を通して、次世代を担う子どもたちの人間性や自主性・社会性を養う少年教育事業を全公民館において実施する。	公民館で実施する教育事業や地区行事を通して、少年世代の人間性や社会性を養うことができた。	次世代を担う少年世代の人間性や社会性を養うとともに、公民館や地域との繋がりを強化することができた。	毎年、各公民館(一光公民館を除く)において実施することができ、次世代を担う子どもたちの人間性や自主性・社会性を養うことができた。
			36	学校不適応対策推進事業	23	学校教育課	・福井市適応指導教室(チャレンジ教室)にて学校不適応児童生徒に対する支援や保護者の相談に対応する。 ・ライフパートナーの家庭派遣、オンライン支援を継続する。 ・限られた人員で充実した支援を目指すため、通室生の規範意識の向上を目指す取組や入室に関する基準作成を行っていく。	学校不適応対策推進会議を3回開催し、適応指導教室の在り方の検討や不登校児童生徒への支援について委員から意見をいただいた。市の支援を周知するため、「福井市教育相談・支援リーフレット」を作成した。小学生3名、中学生11名が適応指導教室に通室しているうち小学生2名、中学生8名が「学校復帰」した。また、小中学生72名に対して、ライフパートナーを派遣した。ライフパートナーについては家庭派遣、オンラインでの支援を実施した。	適応指導教室の在り方の検討やリーフレット作成にあたっては、各委員の立場から客観的な意見をいただき、その後の実践に活かすことができた。ライフパートナー活動により登校ができるようになった児童生徒もいて、不登校支援の重要な柱となった。リーフレットを作成し、周知方法を考える過程で、支援の横のつながりを実感することができた。児童生徒に応じた社会体験や学習活動等を通して、在籍校復帰への支援や、教員や保護者との教育相談を行い、児童生徒と保護者の支援ができた。	計画に則って実行することができた。教員以外のそれぞれの立場からの専門的な視点で、不適応児童生徒に対する支援や対策を考えることができた。チャレンジ教室に対する支援だけでなく、福井市教育相談・支援リーフレットを作成し、支援の横のつながりを広げることができた。
	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	13 要保護児童への支援	37	児童虐待防止等事業	24	こども育成課	食事の提供以外に体験型学習などを補助メニューに加えることで、多種多様なこどもの居場所を創出するため、実施団体に対する補助を実施する。	従来の食事の提供に加え体験型学習等を補助対象に追加することで、こども食堂の運営団体に対する支援の充実を図り、当該団体への補助を実施した。 ■支援した団体数 15団体	食事の提供に加え体験型学習等を補助対象に追加したことで、前年度と比較して運営団体が増加し、こどもが安心して過ごせる学習支援拠点や地域交流の場など、多様なこどもの居場所の整備が進んだ。	令和4年度からこども食堂の運営団体に対して補助を開始し、補助内容の充実を図りながら、こどもの居場所づくりの環境整備を進めることができた。今後は、こども食堂を継続的に実施できるよう、運営団体と情報共有や連携を一層強化していく必要がある。 (その他、虐待による要保護児童の見守りに関する事業はこども家庭センターの補助事業として令和3年度から行っている事業があります)
			38	児童虐待防止普及啓発事業	10	こども家庭センター	・児童虐待の未然防止・早期発見のため、日頃子どもと関わる機会の多い関係機関を対象に虐待対応マニュアルや出張講座にて、発見のポイントや通告の大切さを周知する。 ・妊娠から出産、子育てに至るまで、こどもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口として、相談を受け確実に支援につなぐ体制を整え、育児ストレス、児童虐待、ヤングケアラーなど、様々な問題の早期発見、対応につなげる。	・児童虐待防止出張講座を27件(基本講座17件・応用講座10件)実施した。 ・11月の児童虐待防止推進月間の取組として、駅前での街頭啓発、こどもフェスにてブースを出店し、オレンジリボンの配布、市民ホールでのパネル展示やごみ収集車でのアナウンス等を実施した。	児童虐待防止出張講座は受講希望の申込が多く注目されているため、引き続き虐待防止普及啓発のため内容の充実を図りながら継続していく。	コロナ禍により講座回数が大きく減少したが、オンラインによる受講を開始したことから、徐々に回数は増加してきている。講座方法が増えたことで、新たな参加者を広げることができた。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	13 要保護児童への支援	39	養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業	10	こども家庭センター	・気がかりな家庭および妊婦の情報を関係機関と共有するとともに、育児・家事援助の支援が必要な家庭には早期介入を図る。 ・委託事業所職員の質の向上を図るため、母子保健係担当者を講師に、育児に関する研修を実施する(年1回) (※令和6年度より育児・家事援助は「子育て世帯訪問支援事業」にて、専門的相談支援は「養育支援訪問事業」にて実施する。)	「養育支援訪問事業」 ■対象家庭 36 世帯 ■専門的相談支援(延べ件数) 172 件 「子育て世帯訪問支援事業」 ・子育ての支援が必要な家庭やヤングケアラーになる可能性があると判断した家庭に対し、ヘルパー派遣による育児・家事援助を行った。 ■対象家庭 7 世帯 ■育児・家事援助(延べ件数) 38件	気がかりな家庭および妊婦に対し、妊娠期から関係機関と情報共有を図り、支援が必要な家庭の早期介入に努めた。 育児・家事援助の利用上限回数までに、世帯の状況に応じ同様のサービス(ひとり親家庭の日常生活支援事業、障がい福祉や介護保険制度)に繋げることで、負担の軽減の継続を図ることができた。 令和6年度から「子育て世帯訪問支援事業」は、国の制度改正に伴い、一定以上収入のある世帯から利用者負担を徴収したが、次年度からは、世帯収	気がかりな家庭および妊婦に対し、妊娠期から関係機関と情報共有を図り、支援が必要な家庭の早期介入することで、虐待リスクの予防に繋がった。
		14 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援	40	発達障がい児支援	5	障がい福祉課	・発達障がい児者支援庁内連絡会及び発達障がい児者専門支援者検討会、県との連携会議において、乳幼児期から成人期までの途切れのない一貫した支援のあり方について検討を行う。 ・発達障がいの理解促進を図る講演会を開催する。 ・発達障がい児や気がかりな子に対し適切な支援ができる人材を育成する。放課後児童クラブ職員を対象とした研修が好評であったため、引き続き、児童クラブ職員の発達障がいへの理解を深める機会を設ける。	・発達障がい児者専門支援者検討会の開催 ■ 1回 ・県との連携会議の開催 ■ 1回 ・発達障がい理解促進事業の実施。 ■市民向け講演会の開催(4月6日) テーマ「ペアレントメンターって何?? ～家族支援とペアレントメンターの活動体験発表から～」 ・発達障がい支援人材育成事業の実施。 ■サービス提供事業所(基礎) 2人 ■就労支援事業所 20人 ■保育士・幼稚園教諭(基礎) 4人 ■保育士・幼稚園教諭(応用) 2人 ■児童館・児童クラブ(基礎) 58人 ■放課後等デイサービス(基礎) 42人 合計128人	・検討会において、第2期福井市発達障がい児者支援計画の取組状況の共有、評価を行い、各所属の課題や成果について共有することができた。 ・障がい児の児童館・児童クラブの利用など、今後も地域での支援体制の強化を図る必要がある。 ・県との連携会議においては、学習障害における支援の現状、課題の共有・協議を行うことができた。 ・講演会において、ペアレントメンターの思いや役割等を知ることができ、当事者家族や事業所等の関係機関職員のペアレントメンターの存在や必要性等について理解促進を図った。 ・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、人材育成研修を実施し、場面に応じた事例検討、相談・助言を行うことができた。 ・今後もより良い家族支援や関係機関との連携方法、職員のフォロー体制等について、今後も検討が必要である。	計画通りに実施することができた。講演会、研修等ででた意見を次年度の事業実施時に反映することができた。今後も事業実施時や検討会等ででた感想や意見を次年度に活かしていくことが必要である。
			41	児童発達支援センター機能強化事業	5	障がい福祉課	児童発達支援センターの中核的役割や機能の強化を図ることで、地域における障がい児支援の質の向上を推進し、障がい児やその家族への支援体制を強化するとともに、事業所間のネットワークの構築、勉強会を開催する。	・児童発達支援センター2か所において、地域における障がい児支援の質の向上を行った。 ■相談件数 5,147件(延べ) ■障害児通所支援事業所等への訪問支援 38か所 ■保育所等への訪問支援 40回 ■児童館・児童クラブへの訪問支援 10回 ■児童発達管理責任者ミーティングの開催 4回	・強化事業の委託先を児童発達支援センター2か所に増やしたことで、前年度の倍近くの相談件数を受けることができ、障がいが疑われる児童等をサービスに繋げるなど早期支援を行うことができた。 ・保育所や児童館、事業所等の訪問件数も増え、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進に繋がった。 ・児童発達管理責任者ミーティングの開催により、事業所間のネットワークの構築やサービスの質の向上に繋がった。	令和6年度に強化事業の委託先を児童発達支援センター2か所に増やし、計画どおり実施することができた。引き続き、児童発達支援センターを中核とし、地域全体で障がい児の支援体制を強化していく必要がある。
			42	障がい児健全育成事業	8	こども保育課	・保育カウンセラー訪問…原則1ヵ所につき年2回訪問 ・特別支援担当者研修会…2回開催 ・障がい児園内研修…年間2回(11園)	保育カウンセラー訪問…計112ヶ所、291日訪問 ■親子療育教室…6回開催 ■特別支援担当者研修会…2回開催 ■障がい児園内研修…年間2回実施(11園)	保育カウンセラー訪問や研修等を通じて、発達障がい児やその保護者に対する保育者の支援力が向上し、保育内容の更なる充実に寄与することができた。 今後も継続的に研修等を開催し、発達障がいについての理解促進、支援力の向上を目指す。	保育カウンセラー訪問や研修等を通じて、発達障がい児についての特性理解やかかわり方、保護者支援の方法など、保育者の支援力が向上し、専門性を高めることができた。
			43	いきいきサポーター配置事業	23	学校教育課	児童生徒が抱える学校生活上の様々な問題について、指導、相談、支援を行ういきいきサポーターを小中学校に配置する。	全小中学校にいきいきサポーター延べ95名を配置し、児童生徒が抱える学校生活上の様々な問題について、支援を行った。	指導、相談、支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、通常学級における支援においても個別的な配慮が必要で、引き続き支援員の確保、人材育成も必要である。	全小中学校にいきいきサポーターを配置し、児童生徒が抱える学校生活上の様々な問題について、支援を行った。担任との連携を密にしており、学校の支援体制に欠かせない役割を担っている。
			44	心身障がい児介助員配置事業	23	学校教育課	障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学べる環境を目指すため、肢体不自由等の心身に障がいをもつ児童生徒に対して、介助員(場合によっては看護師資格を有する)を配置する。	市教育支援委員会において適用が認められた15名(うち医療的ケア児1名)の児童生徒に対し「障がい児介助員」延べ16名(うち看護師免許あり1名)、代替介助員2名(うち看護師免許あり1名)を配置した。	支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、通常学級における支援においても個別的な配慮が必要で、引き続き支援員の確保、人材育成も必要である。	個別的な配慮の必要な児童生徒の増加に伴い、柔軟に障がい児介助員、代替介助員の配置し、支援が途切れないよう適正な配置することができた。医療的ケア児に対しても看護師資格のある障がい児介助員や、代替看護師も配置できた。引き続き人材の確保、人材育成が必要であり、看護師の雇用には、他課とも連携しながら、雇用の仕組みを構築する必要が急務である。

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	14 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援	45	医療的ケア児支援	5	障がい福祉課	庁内連絡会において支援体制整備を進め、切れ目ない支援に繋げるとともに、災害時支援の充実を図る。	・災害時における医療的ケア児の個別支援計画を作成。 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会を設置し、研修会を2回開催した。 ・庁内関係課で構成した庁内連絡会を設置し、医療的ケア児支援体制整備について協議を行った。 ・協議会では、災害時支援の状況を共有し、来年度以降の取組について協議した。 ■福井市医療的ケア児(者)支援推進協議会開催回数 2回 ■庁内連絡会開催回数 1回	・庁内連絡会では、関係所属と連携し、医ケア児支援をしていくため情報の一元化を行った。また、各所属の課題について共有・協議を行うことができた。 ・協議会では、災害時支援の状況を共有し、来年度以降の取組について協議することができた。	実態調査を行うことや当事者から意見を聞くことで医療的ケア児者支援について検討することができた。 また、災害時の支援に焦点をあて協議を行い、個別の災害支援計画を進めることができたが、計画を作成する中で見えてきた課題もあるため、引き続き協議を進めていく必要がある。
			46	重度障がい者(児)医療費等の助成	5	障がい福祉課	重度障がい児者を対象に保険診療として認められる医療全般に係る自己負担額の助成を行う。	重度障がい児を対象に保険診療として認められる医療全般に係る自己負担額の助成を行った。 ■助成件数 5,171件(対象 18歳年度末まで)	重度障がい児の医療費の負担を軽減することにより、健康の保持と自立した社会参加に貢献することができた。	引き続き、重度障がい児を対象に保険診療として認められる医療全般に係る自己負担額の助成を行う。
			47	障がい児等に対する各種手当の支給	5	障がい福祉課	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給し、日常生活における負担の軽減を行う。	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給し、日常生活における負担の軽減を行った。 ■障害児福祉手当 受給者数114名 ■特別児童扶養手当 受給者数615名	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を行うことができた。	障がい児または障がい児を監護する父母等に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を行うことができた。また、手当額の変更について毎年広報ふくいへ掲載することで、各種手当の周知につながった。
			48	障害福祉サービス利用における多子軽減措置	5	障がい福祉課	児童発達支援事業及び保育所等訪問支援を利用する障がい児について、同一世帯に未就学の兄または姉がいることを要件に利用者負担額の軽減を行う。	該当する6世帯の負担軽減を行った。	対象世帯に対して負担額の軽減を行うことができた。	障害福祉サービス利用における多子軽減措置を行うことで、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
		15 ひとり親家庭への支援	49	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	7	こども政策課	母子・父子自立支援員による生活全般の悩み、就業相談や養育費等に関する弁護士相談を実施するほか、養育費支払いの履行確保に係る公正証書の作成費用を補助する。	・母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの相談に応じた。 ・養育費等に関する弁護士相談を実施した。 ・養育費の取決めがされている公正証書を作成した場合、その費用を補助した。 ■支援員による延べ相談件数258件 ■弁護士相談件数1件 ■公正証書作成補助件数7件	支援員の相談では、就業相談のほか家計相談など金銭面での相談にも対応した。 また公正証書の作成補助については、ひとり親家庭のしおりやホームページ、公証人役場や家庭裁判所へのチラシ設置により周知を行った結果、前年度と同程度の申請件数があった。	ひとり親家庭からの相談については、令和6年度から母子・父子自立支援員を2名に増員し、庁内の関係所属や外部の関係機関(ハローワーク、法テラスなど)の相談窓口と連携しながら、包括的な支援を行った。 また、ひとり親家庭のこどもが適切な養育費を受け取れるよう、弁護士相談や公正証書の作成費用の助成を行うなど、養育費等に関する取り決めに促進した。
			50	児童扶養手当給付事業	7	こども政策課	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護・養育するひとり親家庭の父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者に手当を支給する。なお、児童扶養手当法が一部改正の予定であるため、改正に伴う所要の措置を行い、適正な支給を行う。	対象となる児童に係る手当について支給した。 ■受給者数 1,511 人	所得制限などの資格審査を行い適正に支給することで、ひとり親家庭の経済的負担の軽減につなげた。	対象となる児童に係る手当について支給することで、児童の健全育成および福祉の増進を図った。また、令和6年11月施行の児童扶養手当法の一部改正に伴い、所得制限額および第3子以降の加算額の引上げなど所要の措置を行い、適正な支給を行った。
			51	母子家庭等医療費等助成事業	7	こども政策課	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、20歳未満の子を持つひとり親家庭の父、母または父母に代わってその児童を養育している養育者及び子どもにかかる保険診療分の医療費を助成する。	対象となる児童及びその親・養育者に係る医療費について助成した。 ■受給者数 5,133人(R7.3月末認定者)	所得制限などの資格審査を行い適正に助成したことで、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減につなげた。	所得制限などの資格審査を行い適正に助成したことで、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減につなげた。
			52	母子家庭自立支援事業	7	こども政策課	ひとり親家庭の親が生活の安定を資するために、看護師や介護福祉士等の資格習得を目指す際の習得期間中の生活費や講座受講費の一部を助成する。	ひとり親家庭の親の資格習得期間中の生活費や講座受講費の一部を助成した。 ■生活費支給1人 ■講座受講費助成0人 ■高卒認定対策講座受講費助成0人	ひとり親家庭のしおりやホームページ等で制度を周知するほか、児童扶養手当の現況届の時などを捉えて周知を図った。	令和6年度から母子・父子自立支援員を2名に増員し、ハローワーク等と連携して就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活が送れるよう、就業に結び付く資格取得等の支援を推進した。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	5 特別な支援が必要な子どもへの配慮	15 ひとり親家庭への支援	53	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	7	こども政策課	ひとり親家庭等に対し、修学資金等の貸付制度に関する情報提供を行い利用の促進を図るとともに、利用者の立場に立った適切な貸付を行う。	各種支援制度を紹介する「ひとり親家庭のしおり」やホームページ等で貸付制度の周知を図ったが、貸付けは無かった。	相談時には、本事業の貸付けだけでなく、返済不要の給付金や給付型奨学金などを案内し、周知に努めた。	授業料の減免や奨学金制度の拡充等により、修学資金について本制度の優位性が低くなったことなどから、貸付け実績はなかったものの、経済的な問題等の相談時に積極的に本制度についての周知を行い、利用の促進を図った。
			54	母子家庭等日常生活支援事業	7	こども政策課	ひとり親家庭の親が就職活動等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。	日常生活や保育において一時的に支援が必要になったひとり親家庭に支援員を派遣した。 ■延べ利用者数167人	母子・父子自立支援員による相談などを通じて、必要とするひとり親家庭に支援をすることができた。	ひとり親家庭の親が子育てと仕事に安心して取り組めるよう、ひとり親家庭相談を受ける中で、その家庭に必要なサービスを提案し、家庭生活支援員を派遣することで、生活援助や保育サービスを提供できた。
			55	子どものまなび支援事業	7	こども政策課	生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが、生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援する学習支援教室を実施する。(市内6か所) ※令和6年度から、1か所(森田教室)追加	子どもに対する基本的な学習習慣の定着を支援する教室を市内6か所で開催した。 ■4月～3月までで288回開催	教室の提供を行うことで、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援することができた。	ひとり親家庭が子育てと仕事に安心して取り組めるよう、子どもの学習支援を推進した。学習支援教室の開催場所について、令和6年度から、人口増によりニーズが高いことが予想される森田地区に1か所増やし、全6か所とするなど事業の拡充を図った。
			56	ひとり親家庭に対する保育料等の軽減	8	こども保育課	所得が同等の世帯に比べ、ひとり親家庭等の保育料を軽減する。	所得が同等の世帯に比べ、ひとり親家庭等の保育料を軽減した。 ■軽減対象者 38人(R7.3.1在園児)	離婚によりひとり親になる場合は、市から保護者へ申請を促すことで、より多くのひとり親家庭に対して保育料を軽減することができた。	ひとり親家庭等の保育料を軽減し、経済的負担を減らすことで、安心してこどもを預けることができる環境を整えることができた。
			57	学童保育利用支援事業	24	こども育成課	ひとり親家庭等への経済的負担を軽減するため、学童保育の利用料の一部を支援する。	ひとり親家庭等に対し学童保育利用料の一部を助成した。 ■対象児童数176人 助成額 4,642,705円	ひとり親家庭等に対する学童保育利用料の一部助成により、経済的負担を軽減することができた。	ひとり親家庭等に対する学童保育利用料の一部助成により、経済的負担を軽減し、児童に安全・安心な場を提供することができた。
			58	雇用奨励金事業	14	商工労政課(しごと支援課)	国の「特定求職者雇用開発助成金(特開金)」の受給期間後も、母子家庭の母等や父子家庭の父を引き続き1年以上雇用継続した市内事業所に対し、奨励金を支給する。 ただし、受給資格認定申請の新規受付は、令和5年度末で終了し、6年度以降はすでに受給資格認定をしている分について支払いを行う。	国の「特定求職者雇用開発助成金(特開金)」の受給期間後も、母子家庭の母等の雇用継続を図るため雇用奨励金を交付した。 ■交付件数 21件(障がい者等含む)(うち母子家庭の母等 3件)	奨励金の交付により、母子家庭の母等の雇用継続を推進することができた。 一方、国の特開金により雇用の定着は図られており、事業主の都合による解雇はほとんどないほか、近年では交付実績も少なくなっているため、令和5年度末で新規受付を終了した。	国の受給期間を超えた雇用継続を促す制度として、一定の成果を上げることができた。
		16 子どもの貧困対策の推進	59	子どものまなび支援事業(再掲)	7	こども政策課	生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが、生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援する学習支援教室を実施する。(市内6か所) ※令和6年度から、1か所(森田教室)追加	子どもに対する基本的な学習習慣の定着を支援する教室を市内6か所で開催した。 ■4月～3月までで288回開催	教室の提供を行うことで、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもが生活習慣や学習習慣を取得できるよう支援することができた。	ひとり親家庭が子育てと仕事に安心して取り組めるよう、子どもの学習支援を推進した。学習支援教室の開催場所について、令和6年度から、人口増によりニーズが高いことが予想される森田地区に1か所増やし、全6か所とするなど事業の拡充を図った。
			60	要・準要保護児童就学援助事業	23	学校教育課	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に支給することができた。 制度に関して、市政広報やHPで広報活動も行っているが、必要とする家庭に援助ができるよう、他課との連携も重要である。	経済的に困窮した家庭に対して、少しでも負担軽減ができた。
			61	要・準要保護生徒就学援助事業	23	学校教育課	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に支給することができた。 制度に関して、市政広報やHPで広報活動も行っているが、必要とする家庭に援助ができるよう、他課との連携も重要である。	経済的に困窮した家庭に対して、少しでも負担軽減ができた。
		17 外国につながる子ども等への支援	62	通訳員等による外国語対応支援	8	こども保育課	外国につながる親子を支援するため、指差し会話シートの活用方法等について各園に周知を図る。	外国につながる園児が在園する園に対し、意思疎通のためにしていることなどについて、事例を通して周知した。	翻訳アプリや他園での取組事例の共有、相談機関の紹介等を通じて、外国につながる親子の支援に繋げることができた。	外国につながる親子を支援するため、指差し会話シートの活用をはじめ、その他意思疎通のためのアプリ等について知らせ、支援に繋げることができた。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります		17 外国につながる子ども等への支援	63	研修指導事業(再掲)	8	こども保育課	保育園・認定こども園等で、保育者に対して多文化共生に関する研修を実施し、外国の文化、習慣、指導上の配慮等に関する支援を行う。	問い合わせがあった時には、外国につながる園児が在籍する園での取組事例の紹介や昨年度の研修資料等の提供をした。	多文化共生に関する園での取組事例の紹介等を通じて、外国の文化や習慣などの理解を深め、悩みや相談等の支援に繋げることができた。	保育園・認定こども園等で、保育者に対して多文化共生に関する研修を実施し、外国の文化、習慣等を知ると共に、外国につながる子どもへの配慮について学び、支援に活かすことができた。
			64	外国人・帰国児童生徒日本語指導事業	23	学校教育課	各小中学校からの要請に応じて日本語指導が必要な児童・生徒に対する指導や、外国人の保護者に対する懇談会等での通訳を行う。	日本語初期指導が必要な児童生徒13名に対して日本語指導を行ったほか、編入時の説明や保護者懇談会等で児童生徒、保護者5名に対して年8回の通訳を行った。	支援が必要な児童生徒へのサポートを迅速に行うことができた。	新型コロナウイルス感染症の影響、制限が緩和されたことで、徐々に申請者数が増えた。関係機関との連携も強固になり、教員向けの研修も実施するなど支援体制は整ってきている。
	6 教育環境等の充実	18 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実	65	英語活動推進事業	23	学校教育課	ALTを2名増員し、市内全小中学校の3～6年生の外国語活動・英語科の授業のうち、50%はALTとのチームティーチングができるように配置し、ALTが授業内外で教科担当教諭等の支援を行う。	ALTを2名増員し、市内小学3～6年生の外国語活動、英語科の授業の50%にALTが入り、授業内外で教科担当教諭等の支援を行った。	児童にとっては、ALTの学校滞在時間が長くなったことで、本物の英語に触れる機会が増えた。教師にとってもパフォーマンステストの実施補助などをすることができた。	ALTを学校配置にしたことで、学校滞在時間が長くなり、ALTの入る授業時数が増えた。その結果、目標数値を達成することができた。
			66	学校司書配置事業	23	学校教育課	学校図書館の充実した環境整備のため、全校に学校司書を配置する。また、学校司書のスキルアップのため、公共図書館と連携し、学校訪問や研修会・選書会を定期的に行う。	公共図書館と連携して学校司書の研修会・選書会を5回開催した。また、公共図書館の司書に除籍のアドバイスをもらった。	・学校司書研修会を通じ、授業における公共図書館の活用について学んだり、蔵書登録方法について共通理解を図ったりするなど学校司書のスキルアップにつなげた。 ・公共図書館と連携し、学校図書館整備および学校選書会を行った。 ・学校司書は複数校兼務している状況であるため、計画的な増員が必要である。	・公共図書館との連携による研修や選書会により学校司書の力量アップにつながった。 ・学校選書会を開催する学校が増え、読書推進につなげることができた。 ・学校が求める公共図書館による学校支援と公共図書館ができる学校支援に乖離がでてきた。
			67	鑑賞教室事業	8	こども保育課	大きな公共施設で幼児・児童に演劇を鑑賞する機会を提供する。	フェニックスプラザにおいて、保育園・認定こども園等の園児に対して、高度な専門的技術を持つ劇団による幼児演劇鑑賞教室を行った。	保育者や友達と一緒に演劇を鑑賞し、思いを共有する楽しさや、豊かな感性を育む面白さを味わう機会を提供することで、こどもたちの情操教育に寄与することができた。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度～令和4年度は実施しなかった。令和5年度より事業を再開し、こどもたちの情操教育に寄与することができた。
			68	キャリア教育推進事業	23	学校教育課	地域や産業界の持つ教育資源を活用し、小中学校の社会見学・体験活動や中学校の進路学習・職業調査活動など、学校におけるキャリア教育の充実を図る。	福井市キャリア教育連絡協議会が実施する「キャリア教育プログラム」を通年で実施した。 ■実施学級数 404学級(前年比+25) ■福井市キャリア教育連絡協議会 4回開催	・地域や産業界の持つ教育資源を有効に活用してキャリア教育を実施することができた。 ・プログラムの充実に向けて、福井市キャリア教育連絡協議会にて各団体等から御意見をいただき、プログラムに反映させることができた。 ・プログラムの活用数が学校によって差がある。 ・希望学級数の増加で、プログラムを実施できない学校もあった。	コロナ禍でプログラム実施が難しい時期もあったが、収束にともなってプログラムの実施学級数は増加し、令和3年度以降は目標数を上回った。キャリア教育プログラムとコーディネーターの存在や役割が教職員に浸透し、効果的かつ計画的にプログラムを活用する学校が増えた。
			69	教職員力量向上研修事業	23	学校教育課	教職員の専門職としての資質や能力の向上を図ることを目的として、今日的課題や学校教育の諸問題に即応した教育理論と実践の方法について研修を行う。	福井市小中学校教職員対象の「福井市教職員目的別研修」を複数の他施設や課の協力を得て、24講座を開催した。また、校長会、教頭会と連携した「校務別研修」を3回開催し、校長、教頭、教務主任それぞれのニーズに合わせた講師による講演を行った。	校長・教頭の代表から御意見をもらいながら研修の内容を設定することができた。目的別研修の受講者数は延べ681人で、受講者の満足度は98.1%に達し、研修内容の充実が図られたものと考えられる。今後も学校現場のニーズにあった研修を企画し、受講者が主体的に研修に参加できるよう努めていく必要がある。	教職員の力量を向上させるための研修を、受講する教職員のニーズに合わせたり、今日的な教育課題に対応する内容にしたりすることで、子どもたちの生きる力を育む教育環境を充実させることができた。
			70	地域に生きる学校づくり推進事業	23	学校教育課	教育活動を地域に公開する方法や学校の地域とのかかわり方について、家庭・地域・学校協議会が一体となって考え行動する取組を実施する。	子どもたちの教育や地域と関わる取組などについて、家庭・地域・学校協議会等で話し合いを行ったことにより、学校と家庭、地域が一体となった取組になった。	学校では、地域を知る、かかわる、大切にする機会が増えた。また、中学校区では教育ウィークも実施され、地域や校区で取り組む活動が増えてきている。今後も取組の質の向上を目指していく。	コロナ禍で途絶えた地域活動が、収束にともなって復活した。家庭・地域・学校協議会での協議により、復活する際には、内容が精選され、より効果的な取組となった。
			71	運動部活動地域連携推進事業	25	保健給食課	・体育科・保健体育科の授業及び中学校の運動部活動において、取り入れやすいトレーニングの実技研修により、子どもの運動学習能力の育みにつなげる。	廃止済み(～R5末) (県事業はR4末で廃止済み)	-	・専門外競技の部活動を指導を求められる教職員にとって有益という評価であった。 ・生徒の技術向上にもつながった。

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります		19 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	72	環境浄化活動	23	学校教育課	・有害環境調査を行い、販売店などに対する指導を実施する。 ・有害図書等を青少年の目に触れさせないための取組として、「白いポスト」による有害図書等の回収を実施する。	・成人向け雑誌やDVDの有害環境調査を実施し、不適切な陳列場所や方法等に対し、指導及び改善を求めた。 ■調査実施店舗数 25店舗(前年比 ▲12店舗) ・「白いポスト」により有害図書等を回収した。 ■白いポスト回収結果 303点(前年比 +104点)	・有害環境調査を実施し、有害図書等の不適切な陳列等をしていた販売店に対して指導した結果、改善されていることを確認した。 ・「白いポスト」による有害図書等の回収結果は昨年度に比べ増加した。また、回収内容については、有害図書等の割合も増加しており、「白ポスト」活動の周知が進んでいる。	・インターネットの普及に伴い、有害環境図書等取扱店舗数が減少傾向にあるが、有害環境調査を実施し、有害図書等の不適切な陳列等をしていた販売店に対して指導した結果、改善された。 ・「白いポスト」により有害図書等を回収した結果は、年によって増減があるものの、回収内容については、毎年、有害図書等の割合が6割を超えており、「白いポスト」活動の周知が進んだ。
			73	情報モラル教育の推進	23	学校教育課	・各小中学校に対し、情報モラル講習会の開催を呼びかける。 ・各小中学校の要望に応じて、児童生徒及びその保護者を対象に、ネット上の様々な課題に対応した情報モラル講習会を開催する。 ・市プレママ教室で、子どものインターネット利用に関する啓発チラシを参加者に配布する。	インターネットに起因するトラブルを回避するため、インターネット上の危険性と適正利用に関する講習会を 小学校37校(延べ78回)、中学校18校(延べ22回)、その他(幼稚園、児童館等)4機関(延べ4回)で開催した。参加者数は11,010人であった。 また、市主催のプレママ教室で啓発チラシの配布を行った。	・各小中学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた講習会を開催することで、インターネットの適正利用への意識啓発を図った。 ・ネット依存、ネット被害、人間関係のトラブルなどはインターネット使用環境に起因するので、児童生徒への啓発だけでなく、保護者にも認識してもらう必要がある。さらに、これから親になる世代に対する意識啓発も求められる。	児童生徒が繰り返し講習会に参加することで、インターネットリテラシーの能力を身につけてきている。しかし、児童生徒が自分事として捉えられておらず、実際にトラブルを起こす事案も起きているので、講習内容の更なる工夫も必要である。
	7 安全・安心な生活環境の整備	20 良好な生活環境の整備	74	ふくいの住まい支援事業 (旧:居住推進支援事業)	19	住宅政策課	子育て世帯等の住宅取得やリフォームを支援することにより、良質な住環境での居住を促進する。	■子育て世帯の住宅取得支援 11件 ■子育て世帯のリフォーム支援 6件	ホームページや広報ふくい、ふくチャンネル回覧板等での広報に加え、県や関連する事業者団体と連携しながら事業を周知し、支援を行った。	継続して子育て世帯への住宅取得支援、リフォーム支援を行うことができた。今後も子育て世帯への支援を行っていく。 【R2～R6支援件数】 ■子育て世帯の住宅取得支援 50件 ■子育て世帯のリフォーム支援 40件
			75	交通安全施設維持管理事業	16	監理課	道路及び道路付属物のパトロール、補修体制を見直し、破損箇所等の早期発見・補修を行うとともに、市内全路線の道路パトロールを行うことにより、安全で良好な道路環境を確保する。	道路及び道路付属物のパトロールを実施し、破損箇所等の早期発見・補修を行うことにより、安全で良好な道路環境の確保に努めた。 しかし、道路管理瑕疵事故の発生件数は前年度に比べ増加した。 ■道路管理瑕疵事故発生件数 (R5)37件 ⇒(R6)70件	令和6年度より会計年度任用職員を1名担当として確保し、パトロールと早期補修体制が強化されたが、休日や夜間など時間外での事故や仮補修した場所での再事故が多くあり、瑕疵事故件数が増加したと推測される。 今後は、道路課とも協議し、事故多発箇所の舗装工事の依頼や、補修体制の見直しを図る。	年度ごとにパトロール体制の見直しがあり、人員の増減があったものの、危険箇所の発見件数は倍増した。(R2)755件 ⇒(R6)1,558件 しかし、修繕が追いついておらず、道路管理瑕疵事故件数も増加しているため、これからは道路課を含めた補修体制の強化が必要になってくる。
			76	防犯灯設置補助事業	2	地域振興課	自治会が実施するLED防犯灯の設置に対して補助を行う。	LED灯の新設や取替(蛍光灯→LED)、更新工事(LED→LED)に対して補助を行った。 ■令和6年度補助灯数 655灯 (内訳 新設80灯、取替388灯、更新187灯)	夜間の犯罪防止に寄与し、地域住民の安全性を高めることができた。	自治会の防犯灯のLED化率は令和2年度は83%、令和6年度には90%まで上昇した。 今後もLED化率の上昇に努めていく。
		21 子どもの生活の安全を守るための事業の推進	77	公衆街路灯電気料補助事業	2	地域振興課	自治会が維持管理する防犯灯の電気料に対して補助を行う。	6月分の電気料金支払い額をもとに1年間の電気料金を試算し、その45%の補助を行った。 ■令和6年度補助団体 1,302自治会	夜間の犯罪防止に寄与し、地域住民の安全性を高めることができた。	電気料の高騰によって、補助金の重要性が増している。 自治会が防犯灯を維持管理していくためにも継続して補助していく必要がある。
			78	交通安全教育推進事業	1	自転車利用推進課	幼稚園・保育園・認定こども園や児童館・小学校のほか、交通公園(洲上公園)で子どもを対象とした交通安全教室を実施する。(年80回程度)	幼稚園・保育園・認定こども園や児童館・小学校のほか、交通公園(洲上公園)で子どもを対象とした交通安全教室を71回実施した。	様々な社会情勢のなか、交通安全教室の開催回数は減少したが、子どもの交通死亡事故は起きていない。今後も交通安全教育に取組んでいく。	幼稚園・保育園・認定こども園や児童館・小学校のほか、交通公園(洲上公園)で子どもを対象とした交通安全教室を、令和2～6年度で計 345回実施。
			79	交通安全普及啓発事業	1	自転車利用推進課	四季の交通安全運動期間などに合わせ、子どもたちの登校時間における交通安全街頭指導活動を実施する。(年5回)	四季の交通安全運動期間及び年始の初登校日に、子どもたちの登校時間に合わせた街頭指導活動を実施した。 ■年5回 実施	関係機関と連携をとりながら活動を行うことができた。今後も、子どもたちの安全を守るため街頭指導活動を行っていく。	四季の交通安全運動期間及び年始の初登校日に、子どもたちの登校時間に合わせた街頭指導活動を、令和2～6年度で計 25回実施。
			80	防犯隊活動支援事業	4	危機管理課	地域における防犯隊活動を支援し、活性化させることで、市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安全で安心して生活できるまちづくりにつなげる。	■パトロール回数 1,590回	・各地区において防犯隊が実施するパトロールなどの活動により、安全で安心して生活できるまちづくりにつなげることができた。 ・防犯活動を継続して推進していく。 ・少子高齢化により、防犯隊の担い手が不足している。	新型コロナウイルスの影響で、計画通りに防犯パトロールを実施することができない時期もあったが、地域における防犯隊活動を支援することにより、市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安全で安心して生活できるまちづくりにつなげることができた。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	7 安全・安心な生活環境の整備	21 子どもの生活の安全を守るための事業の推進	81	防犯カメラ設置補助事業	4	危機管理課	自治会等が通学路や子どもの遊び場、子どもや女性への声かけ事案の街頭犯罪発生場所等に設置する防犯カメラへの補助を行い、犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会づくりを推進する。	■ 設置台数 1地区2台	・防犯力向上のため、全ての自治会連合会に呼び掛けたものの、各自治会の事情等により、想定を下回る設置台数となった。 ・防犯カメラを設置することで犯罪抑止の効果があるが、カメラの設置場所を選定する上で、プライバシーの観点等から地域の方々の同意を得ることが困難な場合がある。	昨年度は設置台数が少なかったものの、令和2年度から令和5年度は、各年度10台から15台の申請がなされ、徐々に各地域の防犯力向上への意識が浸透していると思料される。
			82	安全教育の実施	25	保健給食課	警察等の協力を得ながら、防災や防犯等に関する安全教育を実施する。(各小中学校年1回以上)	警察・消防等の協力を得ながら、防災や防犯等に関する安全教育を実施。(各小中学校年1回以上)	学校、警察等の関係機関が連携を図りながら、生徒や保護者に対し、迅速な情報提供と、防災や不審者など防犯に関する対応について意識づけできた。	警察等の協力を得ながら、防災や防犯等に関する安全教育を実施することで、児童生徒及び教職員の安全に対する意識の向上につながった。
			83	不審者情報の共有	23	学校教育課	子どもたちの安全のために、不審者事案が発生したときには、警察へ情報提供し、近隣小中学校へFAX送信、保護者等に緊急メール配信を行うことで注意喚起する。	不審者情報の提供があった場合には、警察への迅速な情報提供に併せ、近隣小中学校へFAX送信、保護者等に緊急メール配信し注意喚起を行った。 ■不審者発生情報 86件	保護者に対し、不審者事案を把握した時には、迷わず警察に情報提供するよう周知するとともに、GoogleFoamによる不審者情報の窓口をつくることで、不審者事案の早期解決を図った。	不審者情報の窓口を増やしたことで、遅い時間でも不審者情報を受け付けることができ不審者事案の早期解決を図ることができた。保護者から警察に、直接不審者情報を提供できていないことも多いので、保護者に対して更なる周知も必要である。
			84	安全マップの見直し(小中学校)	25	保健給食課	学校ごとに作成している安全マップの見直し、危険箇所の周知を行うとともに対策を講じる。(マップ作成は4～5月、見直しは都度)	全小中学校において、安全マップの見直しを行い、保護者等へ周知した。	各学校ごとに安全マップの見直しを行うことで、けがや事故防止につながった。	各学校において、毎年度安全マップを見直し、危険箇所の情報を学校内で共有することで、事件や事故を未然に防止することができた。
			85	「通学路安全プログラム」に基づいた通学路安全対策の検討・実施	25	保健給食課	各小中学校に対し、通学路の安全点検を実施してもらい、危険箇所の改善要望を挙げてもらう。道路管理者や警察など関係機関と合同点検(年1回)等を通じ、危険箇所の改善について検討・実施を行う。	・学校等が把握した通学路危険箇所について、関係機関による通学路安全推進会議を開催し、情報共有を行った。合同点検は15か所で実施。 ・通学路危険箇所について、関係機関にて検討を行い、道路標示の塗りなおしなど35か所を改善した。	危険箇所点検を、警察や道路管理者等と連携して実施し、改善につながったため、継続して行っていく。 また、ハード面で対策が困難な箇所については、可能な対策(通学路の変更等)を検討し、児童生徒の安全確保につなげた。	毎年度、各小中学校が通学路の危険箇所を調査し、学校や道路管理者、警察など関係機関が情報を共有したうえで対策を検討・実施するというサイクルを確立したことで、危険箇所の改善、減少につながった。
			86.1	お散歩安全マップの作成・見直し(保育園、幼稚園、認定こども園)1	8	こども保育課	散歩安全マップを作成、活用し、道路状況等により、修正箇所等がある場合、更新の必要性についても伝えていく。	お散歩安全マップを作成し活用した。また、マップを作成していない園に対しては、作成するよう呼びかけた。 ■おさんぽマップ作成率 97% 未作成園は今年度作成予定	お散歩安全マップの作成により、身の回りの危険箇所の認識を深めることができ、こどもたちの安全の確保につなげることができた。 園周辺の道路状況について確認する機会となっている。	お散歩マップ作成率が100%に到達できなかったが、今年度中には100%の見込みである。園周辺の危険箇所の確認や安全確認に活用が広がって、職員間の安全に対する共通理解にいかされるようになった。
			86.2	お散歩安全マップの作成・見直し(保育園、幼稚園、認定こども園)2	23	学校教育課	(公立幼稚園全園休園のため事業計画なし)	—	—	—
			87	交通安全施設設置事業	17	道路課	事業計画なし (受託元が予算を確保できなかったため、今年度は設置しない)	—	—	市道における危険箇所に、5年間で計10基の照明灯を設置し、夕暮れ時における歩行者等の安全で円滑な交通環境を確保した。
			88	市内公園設備管理事業	18	公園課	・遊具の定期点検を実施し、事故の未然防止に努める。 ・市内公園の遊具や休憩施設等の更新及び修繕を行い、安全で快適な公園環境を整備する。	市内公園の遊具の定期点検を実施するとともに、遊具や休憩施設等の更新及び修繕を行った。	遊具の定期点検を行ったことで、事故の未然防止が図られ、遊具による公園管理瑕疵事故件数が0件であった。 また、市内公園の遊具や休憩施設等の更新及び修繕の実施により、安全で快適な公園環境を整備することができた。	職員及び業者による遊具点検を定期的に行うことにより、事故の未然防止に努めた。また、常に遊具や休憩施設等の状態を把握することにより、最適な時期に更新及び修繕を実施し、安全で快適な公園環境を整備した。
			89	児童小遊園遊具整備補助事業	7	こども政策課	神社や寺院の境内等における遊具の撤去に要する経費を補助する。	■補助件数(=申請件数) 5件 (補助内容 プランコ・滑り台等の撤去)	■補助件数(=申請件数) 5件 (補助内容 プランコ・滑り台等の撤去)	自治会が行う児童小遊園の整備事業への経費補助を行うことによって、児童が安全に遊べる環境の整備が図られた。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【2】子どもの健やかな育ちを守ります	7 安全・安心な生活環境の整備	21 子どもの生活の安全を守るための事業の推進	90	公立保育園等環境整備事業(再掲)	8	こども保育課	園の老朽化した設備の改修工事等を行うことで安全・安心な教育・保育環境を維持する。	老朽化した園舎や設備の改修工事等を行った。 ■老朽化した園舎の改修 2施設 ■老朽化した設備等の改修 5施設	老朽化した園舎等の改修を計画的に実施した。今後も計画的な改修を行い、安全・安心な教育・保育環境を維持する。	バリアフリー化や老朽化した園舎等の改修を実施し安全・安心な教育・保育環境維持を図ることができた。
			91	外壁落下防止対策事業	22	教育総務課	校舎等のタイルやモルタル等の点検を行い、危険箇所について落下防止工事を実施する。併せて、校舎等の予防保全化に向け、外壁の塗装や屋上への防水工事を実施する。(4校)	外壁落下防止対策及び予防保全対策 ■岡保小学校ほか3校 (岡保小、鶉小、灯明寺中、藤島中)	岡保小学校外3校について、外壁落下防止対策に取り組むとともに、外壁塗装や屋上防水の予防保全対策を行った。 経年劣化等が進展する学校施設の計画的な維持・更新が必要である。	令和3年度までは、施工上、緊急性が高い危険箇所のみの補修を行った。令和4年度以降は、予防保全事業として外壁補修後の塗装工事を行っているほか、屋上防水工事も併せて行い、水の侵入等による躯体の劣化防止対策を講じた。
			92	窓ガラス飛散防止対策事業	22	教育総務課	事業完了により計画なし。	—	—	—
			93	北部地域学校規模適正化事業	22	教育総務課	九頭竜中学校の建築工事を進めていくほか、グラウンドや外構整備の着手に向けた準備を進めていく。また、森田小学校2校化を見据え、森田中学校の長寿命化改修に向けた実施設計を行う。	森田中学校について、小学校に転用する実施設計を完了した。	北部学校規模適正化について、計画的に取り組みを進めた。引き続き、令和8年4月の九頭竜中学校開校、令和9年4月の森田小学校2校化に向け、遅延なく取り組んでいく必要がある。	北部地域学校規模適正化基本計画に基づき、小学校2校化に向けた九頭竜中学校の建設と森田中学校の小学校転用改修のための設計を進めた。

第二期 福井市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績(施策別)

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【3】保護者への子育て支援を充実します	8 子育て支援の充実	22 子育て支援事業の充実	94	乳児家庭全戸訪問事業	10	こども家庭センター	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、育児の不安や悩みを聞くなどの育児相談を助産師、保健師、看護師等が実施する。	乳児家庭全戸訪問事業を実施し、子育て支援に関する情報提供や、育児相談を行った。 ■実施率 100.0%	生後4か月までの乳児の家庭を全戸訪問することができ、子育て支援に関する情報提供や、育児の不安や悩みを聞くなどの育児相談を行うことで、母の育児負担の軽減を図ることができた。	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他必要な支援につなげることができた。
			95	地域子育て支援拠点事業	7	こども政策課	市内11カ所に、子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる子育て支援センターを開所する。	地域子育て支援センターを市内11か所で開設し、親子と一緒に遊べる場を提供したほか、子育て相談やイベント等を実施した。 また、子育て世帯が増加している九頭竜区域において新たな事業者を募集・決定した(令和7年4月開始)。 ■延べ利用者数 100,758人 ■講習会等実施回数 1,739回	育児相談や講座等により、子育てにおける保護者の不安感等の緩和が図られた。	子育て中の親子が気軽につどい、乳幼児や保護者の相互交流や子育てについての不安や悩みを相談できる子育て支援センターを開所することで、子育て中の保護者の孤独感や不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援する一助となった。
			96	すみずみ子育てサポート事業	7	こども政策課	保護者の通院、就職活動、冠婚葬祭等の理由により、家庭で一時的に児童(小学校3年生以下)を養育できない場合に、一時預かり等のサービス(12施設)を利用した際の利用料を一部補助することで、子育て世帯における経済的・精神的負担の軽減を図る。	市内12施設で事業を行い、家庭で保育が一時的に困難となった児童について、一時預かり等のサービスを利用した際の利用料を一部助成した。 ■延べ利用者数 19,235人	利用料を一部助成したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。 また、令和7年4月からの利用料補助拡充に向けた制度改正を進め、子育て支援の更なる充実に努めた。	市内12施設で事業を行い、家庭で保育が一時的に困難となった児童について、一時預かり等のサービスを利用した際の利用料を一部助成することで、子育て世帯の負担軽減につなげた。また、第2子の利用料補助を拡充するとともに、新たに夜間保育実施事業者や居宅訪問事業者を追加し、更なる子育て支援の充実を図ることができた。
			97	一時預かり事業	8	こども保育課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、1号認定子どもで保護者の就労等により、教育時間終了後や長期休業期間中に保育を必要とする入園児を、保育園、認定こども園、幼稚園において預かり、必要な教育・保育を行う。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等を保育園、認定こども園等で預かった。 ■一般型・余裕活用型延べ利用者 9,919人 ■幼稚園型Ⅰ、Ⅱ延べ利用者 106,560人	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等を保育園、認定こども園等で預かる取組を通じて、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりの強化を図ることができた。	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等を保育園、認定こども園等で預かる取組を通じて、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりの強化を図ることができた。
			98	病児保育事業	7	こども政策課	病気治療中または病気の回復期にある集団保育が困難な児童を一時的に保育し、子育てと就労の両立を支援する。	病気治療中または病気の回復期にある集団保育が困難な児童を一時的に保育した。 ■病児保育 2か所、病後児保育 4か所 ■延べ利用者数 3,554人	市内の4事業所のほか、市外の11事業所でも広域的に利用可能としたことで、子育てと就労の両立の支援に繋げることができた。令和7年度も引き続き実施する。	安心して子育てができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図った。 ひとり親世帯や第3子以降の子は利用料の補助を行い、令和4年9月からは、対象を第2子以降や多胎児にも拡充し、負担軽減を図ることができた。 市内事業所だけでなく、市外の事業所も利用できるようにしたことで、利用しやすい環境を整備した。
			99	子育て支援短期利用事業	10	こども家庭センター	保護者の病気・仕事などの社会的事由で養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等(福井県済生会乳児院、吉江学園、ほほ咲みの郷)で、一時的に養育することで、児童及び家庭の福祉向上を図る。	児童養護施設等にて一時的に養育するショートステイ(短期入所生活援助)・トワイライトステイ(夜間養護)を実施した。 ■ショートステイ 3か所 延べ857日 ■トワイライトステイ 3か所 延べ 0日	保護者の病気・仕事などの社会的事由で養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等で一時的に預かることで、保護者の負担を軽減し、児童及び家庭の福祉向上に繋げることができた。利用希望の問い合わせがあった際に、既に定員に達しており、受入ができなかったことが数件あったため、新たな受入先として、里親への委託を検討する必要がある。	家庭での養育が一時的に困難になった児童を、一時的に施設で養育することで、保護者の不安解消や負担軽減につながり、家庭の福祉向上につながった。
		23 子育てにかかる経済的負担の軽減	100	出産育児一時金支給事業	9	保険年金課	国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給し、国民健康保険世帯の費用負担を軽減する。	国民健康保険世帯の出産に対する費用負担を軽減するため、国民健康保険被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給した。 ■対象者への出産育児一時金支給率 100%	対象者全員に支給することができた。引き続き、出産育児一時金支給率100%を維持していく。	支給率100%を維持するとともに、令和5年度からは支給金額を増額したことで、一層の支援ができた。

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【3】保護者への子育て支援を充実します	8 子育て支援の充実	23 子育てにかかる経済的負担の軽減	101	児童手当給付事業	7	こども政策課	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、中学校終了前までの児童の養育者に手当を支給する。 令和6年10月からは、支給期間を高校生年代まで延長とする等の制度拡充を予定している。	・高校生年代までの児童に係る手当について支給した。 ■受給者数 19,743人(R7.2月定時払支給者) ・令和6年10月以降は、所得制限撤廃や、第3子以降の支給額の増額等を行った。	出生や転入などによる新規受給者にも適正に助成したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	対象となる児童に係る手当について支給することにより、子育て世帯の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長の一助とすることができた。 令和6年10月からは、支給対象期間の延長、所得制限撤廃、第3子以降の支給額の増額等により、経済的支援を強化した。
			102	子ども医療費助成事業	7	こども政策課	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校3年生相当までの児童にかかる保険診療分の医療費について自己負担金を除き助成する。 また、令和7年1月診療分以降は、小学生以上の児童等に求めている自己負担金を完全無償化する。	・高校3年生相当までの児童に係る医療費について自己負担分を除き助成した。 ・令和7年1月診療分以降は、小学生以上の児童等に求めている自己負担金を完全無償化した。 ■受給者数 36,893人(R7.3月末)	出生や転入などによる新規受給者にも適正に助成したことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることができた。	子ども医療費助成にかかる自己負担金を完全無償化したことで、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
			103	養育医療給付事業	7	こども政策課	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児にかかる医療費について、自己負担分を除き給付する。	対象となる未熟児に係る医療費について、自己負担分を除いて助成した。なお、自己負担分についても子ども医療費助成の対象として助成した。 ■受給者数 102人(R7.3月末申請者)	適切な入院養育が必要な未熟児に対して、医療費助成を行ったことで、子育て世帯の経済的負担を軽減につなげることができた。	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、生後速やかに適切な処置を行うことで、出生児の健康を保持・増進をすることができた。
			104.1	幼児教育・保育無償化事業 1	8	こども保育課	3～5歳児(幼稚園、認定こども園における1号認定の満3歳児も含む)、0～2歳児の非課税世帯について、幼稚園、保育園、認定こども園の保育料を無償化する。	3～5歳児等の保育料を無償化した。 ■対象者 5,920人(R7.3.1在園児)	窓口や電話での入園相談時に、保育料が無償であることを伝えることで、保育を必要とするこどもの入園を促すことができた。	保育料を無償化することで、保護者の経済的負担を減らし、安心してこどもを預けることができる環境を整えることができた。
			104.2	幼児教育・保育無償化事業 2	5	障がい福祉課	3～5歳までの障がい児について、児童発達支援等の利用者負担の無償化を行う。	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの障害児全員の利用者負担の無償化を行った。 ■対象者 236名	3～5歳までの障がい児について、児童発達支援等の利用者負担の無償化を行うことで、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。	3～5歳までの障がい児について、児童発達支援等の利用者負担の無償化を行うことで、子育て世帯の経済的負担を軽減することができた。
			105	2人っ子・3人っ子支援	8	こども保育課	世帯の第二子(所得制限あり)及び第三子の保育料や一時預かりの利用料等を無償化する。 なお、令和6年9月からは第二子の保育料を完全無償化する。	世帯年収640万円相当未満の子育て世帯において、第二子等の保育料を無償化し、令和6年9月からは所得制限を撤廃し、完全無償化にした。 園の一時預かりや病児保育についても、第二子以降の利用料を無償化した。 ■対象者 2,014人(R7.3.1在園児)	窓口や電話での入園相談時に、保育料が無償であることを伝えることで、保育を必要とするこどもの入園を促すことができた。	保育料等を無償化することで、保護者の経済的負担を減らし、安心してこどもを預けることができる環境を整えることができた。
			106	実費徴収に伴う補足給付事業(保育園、幼稚園、認定こども園)	8	こども保育課	生活保護世帯に対して、所定の実費徴収に係る保護者負担額を補助する。	生活保護世帯に対して、所定の実費徴収に係る保護者負担額を補助した。 ■令和6年度決算額 公立:39,709円 私立:52,655円	保護者負担額を補助することで、保護者の経済的負担を減らし、安心してこどもを預けることができる環境を整えることができた。	生活保護世帯に対して、実費徴収に係る補足給付を行い、対象世帯の保護者負担を軽減することができた。
			107	要・準要保護児童就学援助事業(再掲)	23	学校教育課	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する。	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費などを支援した。	適正に支給することができた。 制度に関して、市政広報やHPで広報活動も行っているが、必要とする家庭に援助ができるよう、他課との連携も重要である。	経済的に困窮した家庭に対して、学用品費や給食費、校外活動費などを支援したことで、保護者の負担を軽減することができた。
			108	小児慢性特定疾病医療費助成事業	11	地域保健課	小児慢性特定疾病医療費の患者負担分を一部助成する。更新は引き続き郵送で手続きできるようにし、必要時は地区担当保健師が訪問等で相談支援を行う。	小児慢性特定疾病医療費の患者負担分を一部助成した。更新案内に返信用封筒を同封したため、郵送申請がほとんどであった。 ■認定数:179件	医療費助成により、医療機関での窓口負担が上限額までの支払いとなるため、患者家族の経済的負担の軽減につながった。引き続き、医療費の助成を行う。	年々認定件数は減少しているが、医療費助成により患者家族の経済的負担軽減につながっている。
		24 家庭教育への支援の充実	109	保育園・認定こども園における親意識向上のための取組	8	こども保育課	保育園や認定こども園、公民館等で様々な子育て講座等を開催し、親子で参加することで、子どもとのふれあいを多く持ち、親としての意識向上を図る。	保育園や認定こども園、公民館等で様々な子育て講座等を開催し、親としての意識向上を図った。 ■実施園 95園(全園数 95園)	各園が、未入園児対象の園開放や親子参加の行事を開催するようになった。 親子ふれあいの場の提供は、各園の魅力を伝えることにもなるため、積極的な取り組みとなってきた。	公立園の取組事例を私立園に紹介してきたことで、私立園にも取組が浸透してきた。親子ふれあいの場の提供が、各園の魅力を発信する場にもなり、積極的な取り組みが見られ、親意識向上につながった。

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【3】保護者への子育て支援を充実します	9 家庭における親意識の向上	24 家庭教育への支援の充実	110	公民館教育事業(家庭教育)	26	生涯学習課	家庭の教育力の向上を目的に、地域の保育園、認定子ども園、幼稚園、学校などの公的機関とも連携し、子育て相談会や親子での体操教室、工作教室などの家庭教育事業を全公民館において実施する。	全公民館(一光公民館除く)において、教育事業や教育機関等との連携事業を行った。 ■家庭教育事業の実施回数 358回	家庭の教育力向上や親意識の高揚、子育てに対する不安の解消を図ることができた。	毎年、各公民館(一光公民館を除く)において実施することができ、家庭の教育力の向上につながった。
			111	ブックスタート事業	29	図書館	生後3か月以上3歳未満の子ども及びその保護者を対象に、地域全体で子育てを応援するメッセージを伝えながら絵本2冊、子育て支援情報を布製バッグに入れたブックスタートバックを贈呈する。健康管理センターの1歳半健診会場と、毎月1回指定日を設け、図書館・みどり図書館・桜木図書館会場で行う。 ■実施予定回数 70回	健康管理センターの1歳半健診会場及び毎月1回の指定日に、市立図書館、みどり図書館および桜木図書館の会場でブックスタートバック贈呈を行った。また、あわせて図書館の窓口で、随時ブックスタートバックを贈呈した。 ■ブックスタート実施回数 68回	5月に市立図書館がリニューアル開館したため、ブックスタート開催回数が増加した。 (開催回数 対前年度11回増) また、市立図書館、みどり図書館、桜木図書館の窓口での随時受付も行ったため、前年度の1,882名より多い1,995名に贈呈することができた。	令和3年にはブックスタート20周年として多くの広報活動なども行ったこともあり、より認知度が高くなった。 福井市民にとって身近な大人が、赤ちゃんと絵本をシェアして楽しむことが日常になったと感じる。
			112	子育てファミリー応援講座	29	図書館	子育て中の家族に対して、子育てファミリー応援講座の実施に取り組む。 ■実施予定数 1講座	乳幼児期の子どもを対象に、子育てファミリー応援講座として「ちいさな子のためのはじめての音楽会」を実施した。 ■子育てファミリー応援実施数 1講座 ■参加者数 39組102名	子育てに関する本や乳幼児向けの絵本の紹介、定例行事「わらべうたと絵本をたのしむてんてんくらぶ」の案内を実施し、乳幼児期からの図書館への来館を誘致することができた。	行事を実施することで、乳幼児連れでの図書館利用のきっかけを作ることができた。図書館の子育てに関する本のコーナーを紹介し、乳幼児でも参加できる行事を実施することで、子育て支援の一助とすることができた。
			113	生涯スポーツ推進事業	28	スポーツ課	スポーツを通して、親子のふれあいと健やかな子どもの育成を図るため、親子や家族で参加するスポーツ活動の機会として、「ファミリーミニマラソン大会」を開催する。	親子や家族で参加するスポーツ活動の機会として、ファミリーミニマラソン大会を開催した。 ■参加者 346組 801人	親子やファミリーが協力して走ることで、家族の一体感が強まったと感じられた。また、大会に合わせて、サッカーやボクシングの体験もでき、参加者は様々なスポーツを体験することができた。	・SNSの活用など広報の幅を広げることで、多くの親子にイベントを知り参加してもらうことができた。 ・親子とファミリーが協力して励むことで、家族の一体感が強まったと感じられた。 ・サッカーやボクシングの体験により、参加者は様々なスポーツに興味をもってもらえた。
			114	家族ふれあい推進事業	23	学校教育課	家族ふれあい絵手紙コンクールを実施し、表彰式終了後、優秀作品展示を市内5か所で実施する。また、より多くの市民に展示作品を鑑賞してもらえるよう、他団体(青少年育成市民会議)のパネル展と合同で実施する。	家族ふれあい絵手紙コンクールを実施し、表彰式終了後、アオッサ、ベル、ワイプラザ新保店、福井市立図書館、県ふるさと文学館において、優秀作品を展示した。 ■作品応募数 4,839点	より多くの市民に「家族ふれあい絵手紙コンクール」の入賞作品を鑑賞できる場を提供し、家族がふれあうことの意義や大切さの意識啓発を図った。	毎年5,000点近くの応募があり、家族ふれあいの推進を行うことができた。また、入賞作品を掲示することで、入賞者だけでなく一般市民も目にすることができ、興味深そうに入賞作品を見ている姿も多くみられた。
		25 父親の家事・育児参画の推進	115	男女共同参画センター事業(子育てパパカレッジ)	3	女性活躍促進課	子育ての楽しさを父親に感じてもらうことで、家庭における父親の積極的な育児参画を促す講座を開催する。 ■講座開催数 5回	料理や科学実験など、子どもとふれあいながら様々な体験をすることで、父親に子育ての楽しさを実感してもらう講座を開催した。 ■講座開催数 5回 127人	子どもと共同作業を行うことで、父親が子育ての楽しさを実感できる機会を提供した。今後も子育てパパカレッジを通じて、父親の主体的な育児参画の促進につなげていく。	子育てパパカレッジに併せて、家事育児シェア見える化シート活用講座を実施した際の受講者アンケートでは、9割から満足との回答があった。今後も父親の主体的な育児参画の促進につなげる講座を実施していく。
			116	女性活躍応援事業(家庭編)	3	女性活躍促進課	家庭における女性の負担を軽減するため、男性の家事・育児への参画を促す「家事・育児シェア見える化シート」活用講座を開催する。 ■講座開催数 4回 また、家事の時短や楽しさをテーマに「パパ家事応援講座」を開催し、家事の時間や手間を省く工夫や、家事が楽しくなるコツを男性に体験してもらうことで、男性の家事参画の意欲向上を図る。 ■講座開催数 2回	家庭における女性の負担軽減を図るため、男性の家事・育児への参画を促す「家事・育児シェア見える化シート」活用講座を開催した。 ■講座 開催数10回 参加者数322人 新たに、家事の時間や手間を省く工夫や、家事が楽しくなるコツを男性に体験してもらう「パパ家事応援講座」を開催した。 ■講座 開催数2回 参加者数47人	「家事・育児シェア見える化シート」活用講座の参加者アンケートにおいて、「今後、担当する家事を増やす」と答えた男性の割合が69.09%と一定の効果があつた。 また、家事に時間や手間を省く工夫や家事が楽しくなるコツを既婚男性に体験してもらうことで、男性の家事参画への意欲を高めることができた。	男性の家事・育児参画への意識向上は図れたが、「仕事が忙しい」「家事はハードルが高い」等の理由により、まだまだ家事・育児の参画が進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き、男性の家事・育児への参画を促していく。
			117	イクメン応援事業	7	こども政策課	地域子育て支援センターで、父親の育児参画を図るための講座を実施する。	ぱんだルーム(地域子育て支援センター)で父親向けの講座を開催した。 ■参加組数 21組	絵本の読み聞かせやふれあい遊び、パパと遊ぶ企画や講座の開催を通じて、父親の育児参画を推進することができた。	絵本の読み聞かせやふれあい遊び、パパと遊ぶ企画や講座の開催を通じて、父親の育児参画を推進することができた。

第二期 福井市子ども・子育て支援事業計画 令和6年度実績(施策別)

施策の 方向	基本 施策	施策	事業 No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【４】社会全体で子どもの育ちを支えます	10 職域における支援体制の整備	26 ワーク・ライフ・バランスの推進	118	魅力ある職場づくり推進事業	14 商工労政課(しごと支援課)		働きやすい就労環境の改善を促進するため、市内企業の事業主を対象としたセミナーを開催する。	働きやすい就労環境の改善を促進するため、市内企業の事業主を対象としたセミナーを開催した。 ■開催日等 令和6年10月31日 参加企業数：27社	働きやすい就労環境づくりのため、「中小企業で効果がある多様な働き方」と題してセミナーを開催した。参加者アンケートでは、9割以上が「参考になった」と回答した。	参加企業数の目標値には届かなかったが、参加者の満足度は高かった。今後は内容を吟味し、参加企業数を増やしていくよう努める。
			119	中小企業労働相談事業(再掲)	14 商工労政課(しごと支援課)		中小企業雇用促進相談員を配置し、市内企業を訪問して、雇用や採用状況等の現状と課題の聞き取りを行うとともに、国の補助金制度をはじめとする各種支援制度について情報提供を行う。	中小企業雇用促進相談員が企業を訪問し、制度周知などを行った。 ■企業訪問数：245社	R5年度から1社あたりの訪問時間を延ばし、企業の課題等をより深く聞き取りしたうえで、子育てがしやすい、働きやすい職場環境づくりのための制度について情報提供を行った。	計画どおり実施できた。今後も、直接訪問し、企業のニーズに応じた情報提供を行うことにより、子育てがしやすい、働きやすい職場環境づくりを支援していく。
			120	子育てファミリー応援企業登録事業	3 女性活躍促進課		「子育てファミリー応援企業」に登録する企業を増やすとともに、女性活躍応援事業と連携し、更なる男女共同参画や女性活躍に関する意識啓発を図る。	新規登録企業の増加を図るとともに、男性育休や女性活躍に関するセミナーへの参加を促し、男女共同参画や女性活躍に関する意識啓発を図った。 ■子育てファミリー応援企業 登録数209社	新規登録企業が増えるなど、男女共同参画や女性活躍に関する意識改革を促すことができた。	5年間で28社の新規登録があり、多くの市内企業に男女共同参画や女性活躍に関する意識啓発を図り、女性が働きやすい職場環境整備を推進することができた。
	11 地域における支援体制の整備	27 地域における教育力の向上	121	女性活躍応援事業(企業編)	3 女性活躍促進課		県内企業におけるFukureaの活用を促進し、企業の主体的な取組促進を図る。 また、課題解決に悩むFukurea導入企業に対して、社会保険労務士がアドバイスすることで、多様な働き方を進める企業を後押ししていく。 引き続き、モデル企業3社の取組内容を、広く周知し、男性育休推進をはじめ、仕事と家庭を両立出来る職場環境づくりに取り組む企業を増やしていく。	女性の交流会参加企業をはじめ、多くの県内企業にWEB診断システム「Fukurea」の導入促進を図った。 ■Fukurea導入企業数 130社 課題解決に悩みを抱える企業に対して、社会保険労務士がアドバイスした。 ■訪問企業数 10社 モデル企業の取組内容は、産婦人科等の病院に掲示依頼するなど、関係所属や関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて、市内企業に広く発信し、男性育休の自主的な取組を促した。	企業訪問によるFukurea導入を促した結果、導入企業数は130社となった。 社会保険労務士が出向いた企業へのアンケートで、すべての企業が「多様な働き方に向けた改善意欲が高まった」と回答し、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を後押しした。 女性管理職登用や時間外労働削減等に取り組む福井の企業の優良な取組事例や男性の育休取得を促進させる取組事例を発信し、他社への横展開を図った。	経年変化を把握し、今後の改善に繋げるためには、Fukureaを定期的に更新してもらうことが最も効果的な活用方法だが、導入企業の中には、1年以上未更新の企業があるため、改めてFukurea活用のメリットや年1回の更新を呼びかけていく必要がある。 また、引き続き企業における女性活躍を進めるために、Fukurea導入企業の増加を図るとともに、企業が主体となって女性活躍推進に取り組める環境づくりへのサポートが必要である。
			122	多機能よろず茶屋設置事業	6 地域包括ケア推進課		・高齢者のふれあいや仲間づくりの場を支援し、地域のコミュニティ力を高めるとともに、世代間の交流や子どもの見守り事業への取組を促す。 ・新たに設置したよろず茶屋を訪問する際、高齢者と地域の児童等との世代間交流の取組を促す。	多機能よろず茶屋(ささえあいの家)において、子ども食堂、世代間交流、シルバー農園などの事業を実施した。	事業を通して高齢者、児童、児童の親の三世代が交流できた。	事業を通して高齢者、児童、児童の親の三世代が交流できた。引き続き、高齢者のふれあいや仲間づくりの場を支援し、地域のコミュニティ力を高めるとともに、世代間の交流や子どもの見守り事業への取組を促していく。
			123	地区敬老事業	6 地域包括ケア推進課		敬老の精神を培うと共に、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的に、敬老会や世代間交流事業、軽スポーツ大会等の生きがい支援事業を開催する。また、これらを通じて園児や小学生等と世代を超えた交流を行う。	市内45地区で敬老会を開催し、敬老会対象者へ児童からの手紙等を添えた記念品を贈呈し、敬老の精神を養うとともに世代間の交流を図った。 また、高齢者と児童がともに行う、工作教室や軽スポーツ大会等を通じて、児童の敬老に対する意識を深めることができた。	敬老に対する地域の児童の意識を高める機会となった。	敬老に対する地域の児童の意識を高める機会となった。引き続き、世代間交流事業を通じて、児童や子育て世帯における地域支え合いの意識向上を図っていく。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
【4】社会全体で子どもの育ちを支えます	11 地域における支援体制の整備	27 地域における教育力の向上	124	保育園・認定こども園地域活動事業	8	こども保育課	公立保育園・認定こども園において、地域活動事業を実施し、地域の高齢者及び児童、地域の乳幼児を持つ保護者と触れ合う。	公立保育園・認定こども園において、地域の高齢者及び児童、地域の乳幼児と関わる様々な行事を実施した。 ■実施回数 159回	様々な地域行事を通じて、地域の高齢者、児童及び乳幼児を持つ保護者と触れ合うことで、地域とのつながりを強化することができた。	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が難しい時期もあったが、様々な地域行事を通じて、地域の高齢者、児童及び乳幼児を持つ保護者と触れ合うことで、地域とのつながりを強化することができた。
			125	地域教育力活性化事業	26	生涯学習課	家庭・学校及び地域の結びつきを深める事業(講演会、スポーツ交流会、指導者研修会など)をPTAが中核となって実施する。	市内を5つのブロックに分け、ニュースポーツ体験や料理体験、避難所体験会などを実施し、家庭・学校及び地域の結びつきを深めることができた。 ■各ブロック(5ブロック)の実施回数 1回	家庭や学校、地域の結びつきを深めるとともに、地域の活性化にも繋がった。	毎年、PTAが中核となり、各ブロックで事業を実施することができ、家庭・学校及び地域の結びつきを深めることができた。
			126	青少年育成団体活動支援事業	24	こども育成課	・支援により、児童生徒の安全安心な環境づくりへの取組推進を図った。(青少年育成福井市民会議) ・研修会を通じて「子どもの手による子ども会活動」の中心となるリーダーの育成を図った。(子ども会育成連合会)	・地域において見守り活動や危険箇所点検など児童生徒の安全・安心な環境づくりに取り組んでいる青少年育成福井市民会議に対し補助金を交付するなど活動の支援を行った。(青少年育成福井市民会議) ・リーダー育成研修会を2回実施するとともに、全国子ども会ジュニアリーダー研修会に2名派遣した。(子ども会育成連合会)	・地域住民が主体となって見守り活動や危険箇所点検などを行ったことで、児童生徒の安全・安心な環境づくりの推進を図ることができた。高齢化等の影響により各地区での担い手不足が続いている。(青少年育成福井市民会議) ・子ども同士の協力やリーダーシップが育まれ、自信を持って活動に取り組む姿が見られた。ジュニアリーダーの人数が減少しているため、魅力的な活動内容の工夫や広報が必要である。(子ども会育成連合会)	・感染症の影響により活動が制限される中でも、地域で創意工夫を図りながら活動を継続し、児童生徒の安全・安心な環境づくりの推進に努めた。(青少年育成福井市民会議) ・感染症の影響により活動が制限される中でも、研修会を実施し、リーダーの育成を図った。(子ども会育成連合会)
			127	スポーツ協会育成事業	28	スポーツ課	・地域に根差したスポーツ少年団活動を通じて、子どもの連帯感や社会性を育む。 ・生涯にわたりスポーツを楽しめるように、各種スポーツ大会や教室などを開催する。	・スポーツ少年団活動は、結団式や交流大会など、コロナ禍前と同程度に開催することができた。 ・各種スポーツ大会やスポーツ教室などを開催した。	・結団式や交流大会などを開催できたが、少子化等の影響により参加団、団員数ともに減ってきている。 ・スポーツ教室は内容を変更したことにより、参加者が増加した。	・スポーツ少年団活動は、少子化の影響、コロナ禍、趣味趣向の多様化により、規模が縮小してきた。参加団の確保が喫緊の課題といえる。 ・各種スポーツ大会やスポーツ教室についても、コロナ禍により規模が縮小したが5類移行後は徐々に回復しつつある。
			128	学校体育施設開放事業	22	教育総務課	地域クラブ移行に向け、制度内容(使用料含む)の見直しを行う。	地域クラブ活動推進協議会の決定を受け、中学生が参加する地域クラブ活動の、学校体育施設開放事業における優先利用案を作成した。	中学生が参加する地域クラブ活動の、学校体育施設開放事業における優先利用について、利用申請や運用等の詳細の決定、及び関係者への周知が必要。	地域クラブ活動推進協議会の決定を受け、中学生が参加する地域クラブ活動の、学校体育施設開放事業における優先利用案を作成した。
		28 地域の人材を活用した子育て支援機能の向上	129	地域での子育てや孫育ての支援	7	こども政策課	公民館や図書館、子育て支援センター等で子育て・孫育て講座を開催し、祖父母や地域の人々との交流を通して、子どもの社会性を育み、成長を見守る地域づくりを行う。	地域の実情やニーズに応じた子育て・孫育て出前講座を開催した。 ■出前講座開催 15回	子育て・孫育て講座において、祖父母や地域の人々と交流することで、こどもの社会性を育み、地域でこどもの成長を見守る体制づくりの一助とすることができた。	公民館や図書館、子育て支援センター等で子育て・孫育て講座を開催し、講座後に個別相談を実施し参加者のニーズに応じるなど、一人ひとりに丁寧な対応を心がけ、地域全体でこどもの育ちを支える環境となるよう努めた。
			130	保健衛生推進員会育成事業	10	こども家庭センター	地域の健康づくりの推進を担う保健衛生推進員が、地域での子育て支援や見守りを行えるよう協働した取り組みを推進する。	にこにこ子育て相談会において、各地区の保健衛生推進員会等と協働し、母子の見守りを実施することができた。 ■にこにこ子育て相談会12回	にこにこ子育て相談会では、各地区の保健衛生推進員会等と協働し、母子の見守りを実施することができた。	令和3年度から保健衛生推進員による乳児家庭全戸訪問は中止したが、こども家庭センターの事業への協力及び、地域の母子にこども家庭センターの周知等を通して、こども家庭センターと地区とのパイプ役となっている。
			131	主任児童委員研修事業	10	こども家庭センター	令和6年度も引き続き、主任児童委員・児童委員が地域における見守りが行えるよう、専門性を高める機会を提供するため研修会を開催する。	主任児童委員を対象に、「児童虐待の理解と支援」「児童虐待の現状と地域での見守り」に関する研修を実施した。 ■研修会開催2会	主任児童委員を対象に研修会を開催し、専門家等からの講義を受けることで、地域におけるこどもの見守りにつなげることができた。	研修会の開催により、主任児童委員・児童委員が専門性を高めることで、地域におけるこどもの見守りが行われ、行政や支援機関へつなげる等、支援機能の向上につながった。
		29 関係機関との連携と一元的な情報提供	132	利用者支援事業(子育て支援)	8	こども保育課	市の窓口子育て総合相談員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供及び助言を行う。	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供及び助言を行った。 ■利用者支援窓口対応 3,593件	入園相談に対する支援を通じて、誰もが安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりに寄与することができた。	入園相談の他、生活習慣や発達などの育児相談にも応じ、これらの支援を通して誰もが安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりに寄与することができた。

施策の方向	基本施策	施策	事業No.	事業名	担当所属		令和6年度			5年間の総括 (令和2年度～令和6年度)
							計画	実績	成果と課題	
えます 〔4〕 社会全体で子どもの育ちを支	12 行政における推進体制の強化	29 関係機関との連携と一元的な情報提供	133	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ事業(再掲)	10	こども家庭センター	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施やプレママ教室の開催、助産師や心理カウンセラーによる相談対応を行い、引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施する。	妊娠届出時の妊婦の全数面接の実施に始まり、産前産後の支援や子育て期における各種相談教室を通した切れ目のない、子育て支援を実施することができた。 ■妊娠届出時の面接:1,737件 ■来所相談:673人 ■プレママ教室:12回 209人 ■助産師ママくらぶ:37回 477人 ■助産師相談:12回 20人	計画通り実施し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援を実施することができた。	福井市の出生数が5年間で約250人減少しており、それに伴い妊娠届出の件数や相談数の減少傾向が見られる。妊娠届出から始まり、産前産後の支援や子育て期における各種相談教室を通した切れ目のない、子育て支援を実施することができた。
			134	子育て情報発信事業	7	こども政策課	「はぐくむ.net」と「ふくいくネ！」内で結婚から妊娠・出産、子育てまで、支援に関する情報提供を行う。	「はぐくむ.net」内で結婚から妊娠・出産、子育てに関する情報提供を行った。また、母子健康手帳アプリ【福井市子育てアプリ「ふくいくネ！」】を通して、子育て等に関する情報を発信した。 ■はぐくむ.net閲覧数 18,129件 ■ふくいくネ 登録者数 2,507名	はぐくむ.netで様々な情報発信を行うとともに、母子健康手帳アプリ「ふくいくネ！」を通して、登録者の環境(妊娠中、子育て中等)に応じ、必要な情報発信を行った。	はぐくむnet、ふくいくネ！等の媒体を通じて、結婚支援や子育てに関する情報を随時更新し、情報提供を行い、サービスの周知に努めた。